

# 2016

平成28年度 ディスクロージャー誌

業績のご報告

## DISCLOSURE

## SHIOZAWA SHINYOKUMIAI



しあわせ作りのお手伝い。  
出会い ふれあい 信用組合



魚沼の  
塩沢信用組合



# ごあいさつ



私どもは、2020年までに、目の前のお客様に対して、今のうちに収益の改善、本業で利益の出る体質へ、単なる経費の削減によるものから、適正価格による取引の推奨、付加価値の創造による経営改善をお願いしております。

地域の将来のために住民主導の助け合いの仕組みを作り、若者や地域に貢献する人を支援し、その若者がやがて地域を支える、善意（寄付）が若者を応援し、若者が地域を大切に思う、循環型の相互扶助を信組から「魚沼の未来基金」としてご提案します。

地元経済の活性化のために、地元の消費と購買を促進するという取組みも、当組合の「地域還元型賞与」の普及に加えて、東京の信用組合と「地域連携協定」を結び、魚沼の商品を直接販売したり、取引先を紹介したり、取引先の販路拡大、ビジネスマッチングのための拠点として活用し、東京との連携による経済の活性化を目指します。

平成25年にスタートした「魚沼の経営塾」は、第4期がスタートしました。

会社の二代目や後継者が経営を勉強する絶好の機会として、ますます注目を集めています。経営塾のOBによる、「次代の会」がスタート、「企業版総合戦略」としての位置付けに参加者からは、その可能性に期待が集まっています。

どんな企業も寿命は30年といわれています。第二創業や事業の再生、今のうちに手を打つ、実際に参加企業から事業計画書を作成してもらうことが目的です。

地域へ貢献できる若手のリーダー職員を養成する意味で、地元商工会の青年部へ全店で加入、雪国青年会議所へも組合で加入し、職員を派遣しています。

全店の営業職員を20名に増やし、営業車両を20台に増車し、「営業力強化」に関して、自らが地元へ範を示してまいります。

地元を知り尽くしている「雪国の信用組合」として、スピーディかつタイムリーな営業を展開してまいります。若手と女性とベテランが活躍できる職場を目指します。

まだまだ、至らないところは、多々ありますが、私どもの良いところは、お客様と一緒に何かをやることと理解しております。

私共、役員職員一同、お客様のために、毎日一生懸命に営業いたしますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げます。

以上  
平成28年7月

理事長 小野澤一成

## ■当組合のあゆみ（沿革）

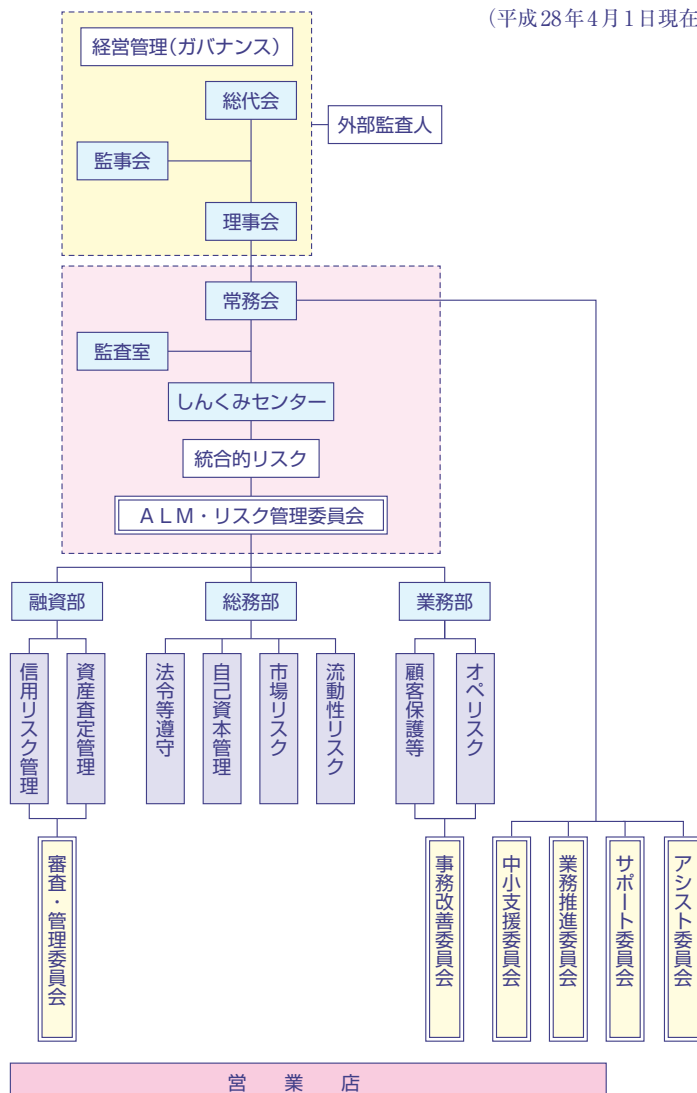
- ◆昭和28年 3月 5日 設立
- ◆昭和28年 4月 1日 営業開始（創業）
- ◆昭和42年12月25日 石打出張所開設
- ◆昭和47年11月 5日 本店新築
- ◆昭和49年11月 5日 石打支店新築
- ◆昭和54年11月 5日 五日町出張所開設
- ◆昭和58年12月 5日 津南支店開設
- ◆昭和59年11月 5日 五日町支店新築
- ◆平成 5年12月13日 小出郷支店開設
- ◆平成17年 4月11日 本部・本店駅通り店に移転
- ◆平成18年 5月 8日 新本店新築
- ◆平成18年 5月29日 しんくみセンター開設

## ■役員一覧

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 理事長／小野澤 一成   | 理事・非常勤／林 茂一    |
| 常務理事／須藤 昇二   | 理事・非常勤／桑原 信一   |
| 理事・常勤／高橋 清隆  | 常勤 監事／上村 一也    |
| 理事・非常勤／桐生 好雄 | 監事・非常勤／藤ノ木 靖子  |
| 理事・非常勤／星 充男  | 員外監事・非常勤／関 久良夫 |
| 理事・非常勤／高橋 守  | 顧問・非常勤／中嶋 成夫   |

## ■事業の組織

（平成28年4月1日現在）





## 1. 事業の概況

4月早々から、理事長営業、店長営業、貸出FS、窓口相談強化など積極的に取組、前期末に貸出金が伸長したことから、日銀の貸出増加支援資金を受け入れ、プロパー資金と合わせた「戦略的融資」が功を奏し、9月末には新潟県下金融機関で2番目となる貸出金の伸び率を達成しました。

下期は、方針を変更し、貸出金の利回り確保による小口化に徹しました。その結果、取引基盤にあたる「融資取引先数」は、7年連続で増加することができ、貸出金利息も前期比約17百万円増加、利回りの低下は予定の範疇でとどめることができました。

最終四半期で、日銀のマイナス金利政策により、長期国債利回りがマイナスになるなど、各金融機関は、一斉に預金金利を引き下げましたが、当組合は、その影響が極めて小さいと判断し、2月開催の店長会議にて、預金金利を当面「据え置く」と決め、営業店からお客様へ説明しました。

この冬は、少雪の影響から、スキー場関係の売上が低下、除雪会社も社員への待機手当の支払などで資金繰りを悪化させました。

当組合は、雪国の信用組合として、いち早く、特別融資を用意して対応、借り手の身になって考えた随時返済という返済方法を導入したことから、行政はじめ各方面から高く評価されました。

貸出金中心の営業戦略も前半は残高を重視、後半は利回りを重視するというきめ細かい団体戦で臨み、確実に成果が出た年でした。

地元での買い物を推奨するために「チラシ」を作成し、その有効性を呼びかけ、信栄会員の中から、毎月9～10社程度、FM雪国で自社の商品やサービスなどのCMを放送しています。

当組合は、平成23年から「地域還元型特別賞与」を支給しており、職員は、上乘せ支給された「3万円」を必ず勤務地で消費しています。

3年に一度の「総代選挙」で、組合員の構成比に近付ける「年代別」と「男女別」を実現しました。

通常総代会にて、理事改選と監事選任を決議し、常勤理事3名に対して、職員外理事5名が選任され、総体の過半数以上を占めることから、社外取締役の機能の充実を果たし、このたび初の女性監事が誕生しました。

その内容は、すべて27年7月に作成したディスクロージャー誌へ顔写真入りで紹介させていただきました。

永年当組合に功績のあった、役員と総代の「退任式並びに表彰式」を来賓多数お招きして盛大に開催させていただきました。

6月に城南信用金庫と東京東信用金庫を訪問し、7月に飛騨信用組合と大垣共立銀行を訪問し、人にやさしい経営と人にやさしい店舗づくりを学びました。当組合の石打支店の新築計画に活かしてまいります。

4月に地元小中学校の新一年生へ、入学記念品を差し上げ、小学校では、特別授業として「金銭教育」を実施、9月に南魚沼市立総合支援学校へ洗濯乾燥機や検査器具などを寄付させていただきました。また地元高校で初の若者カード金銭教育も実施しました。

「年友会の会」では、3年に一度の「大地の芸術祭」を見学するツアーを企画し、参加した会員から大変喜ばれました。

6月に山形県の北部信用組合へ招かれて講演会を行い、7月に金融専門誌で当組合の取組が取り上げられて、大変に反響を呼び、多くの金融機関から問い合わせをいただきました。

10月に札幌学院大学での講演会、11月に神奈川県の小田原第一信用組合での講演会、そのほかにも多数の講演会や研修視察の依頼を受けております。

10月の職員旅行は東北被災地の義捐金贈呈式を兼ねて行って参りました。年明けとともに、精力的に行動し、2月には、塩沢信組、糸魚川信組、第一勧業信組の三信組で地域連携協定を結び、同時に「魚沼フェア」を東京で開催、当地域から五業者が出店し、大変好評でした。

今回は、試飲・試食が中心で、直接購入できなかったことから、次回は、その場で品物が買えるように「即売会」形式にて開催する予定です。

また、第一勧業信組本店の2階には、地域連携スペースを開設、塩沢信組の東京オフィスとして使用する予定です。

当組合では、毎年「新卒採用」を計画的に実施しており、その応募者のほとんどが首都圏の大学生であることから、当組合の就職ガイダンスを東京オフィスにて開催することを決めました。

東京都内の信用金庫へ年金旅行のPRと預金景品として当地の特産物を売込、地元への1,500名の誘客と地元商品の注文を多数いただきました。

組合員の皆様から喜んでいただくことを営業の基本と心がけ、お客様の声に耳を傾け、お客様のために、毎日一生懸命に営業いたしますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げます、平成27年度の「事業報告」とさせていただきます。

以上



平成27年7月 塩沢まつり



平成27年8月 信組・商工会杯 少年野球大会

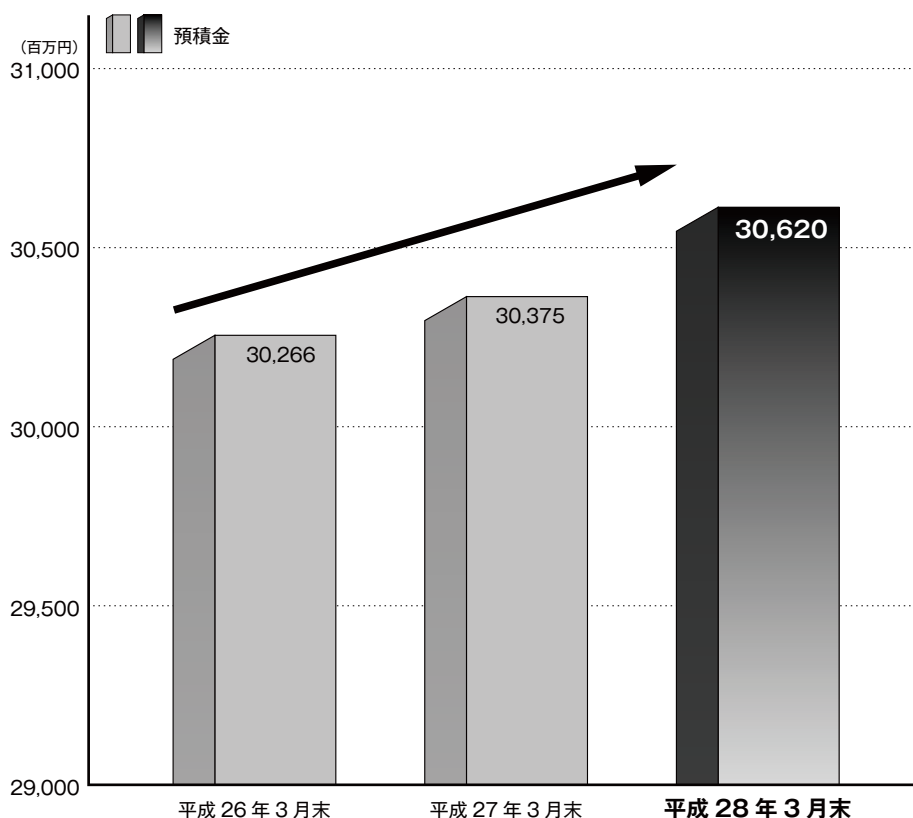


平成27年9月 信組ふれあい祭り

## 預金は2億円増加し、306億円に

懸賞付特別定期預金が好調であったことや、地域に根ざした営業活動により、基盤である預金残高は増加となりました。

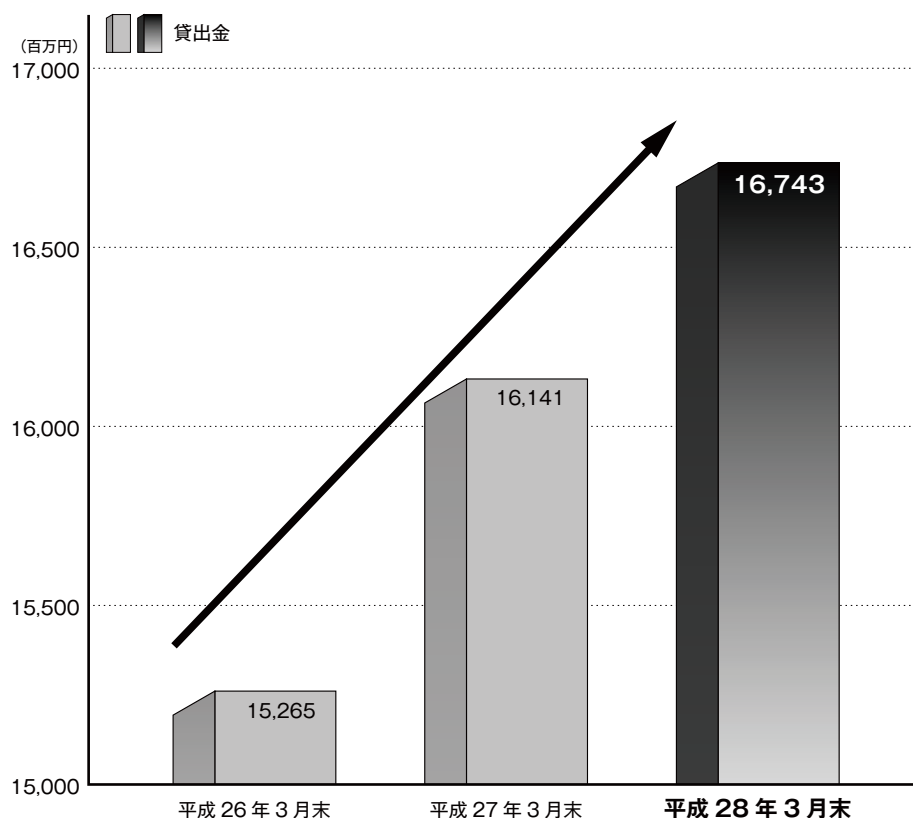
前期比245百万円増加し、306億20百万円となりました。



## 貸出金は6億円増加し、167億円に

スピーディかつタイムリーな資金提供を行い、地域の事業者、勤労者の皆様の課題を解決する営業を強化しました。

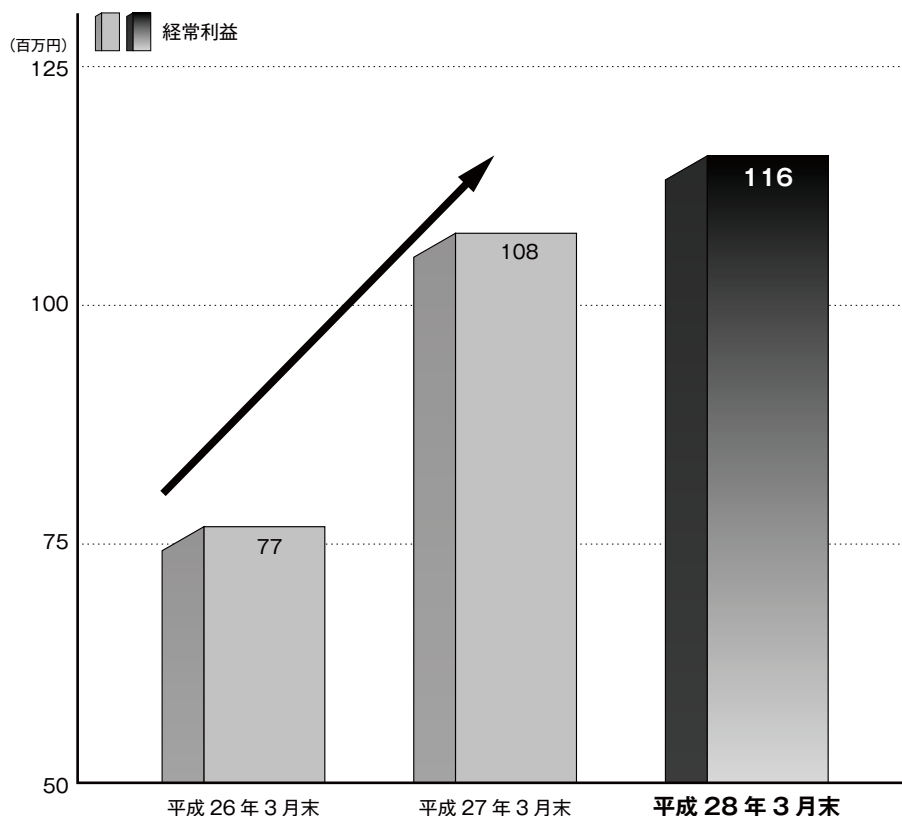
その結果、貸出金残高は602百万円増加し、167億43百万円となりました。





## 経常利益は7期連続利益計上、2期連続増益

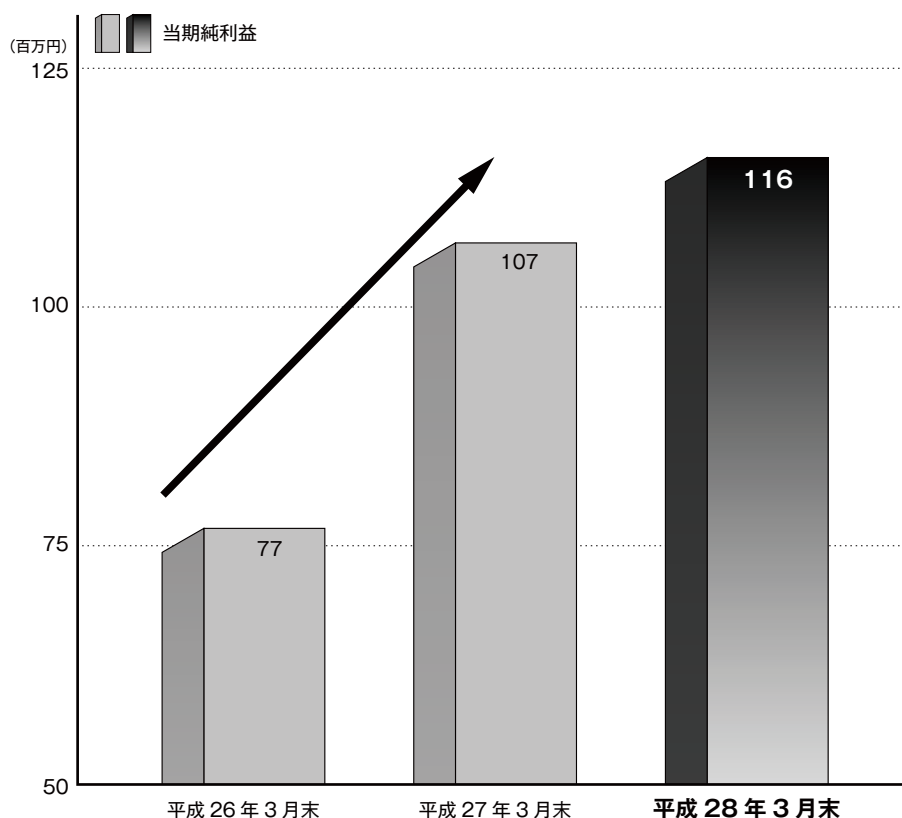
信用組合の本来業務である貸出に特化し、貸出金利息収入が増収となったことで、経常利益は前期比8百万円増加し、1億16百万円となりました。



## 当期利益は9百万円増加し、1億16百万円を計上

組合員の皆様のニーズにスピーディに対応し、本業の貸出金利息が伸長したことから、着実に利益を積み増すことができました。

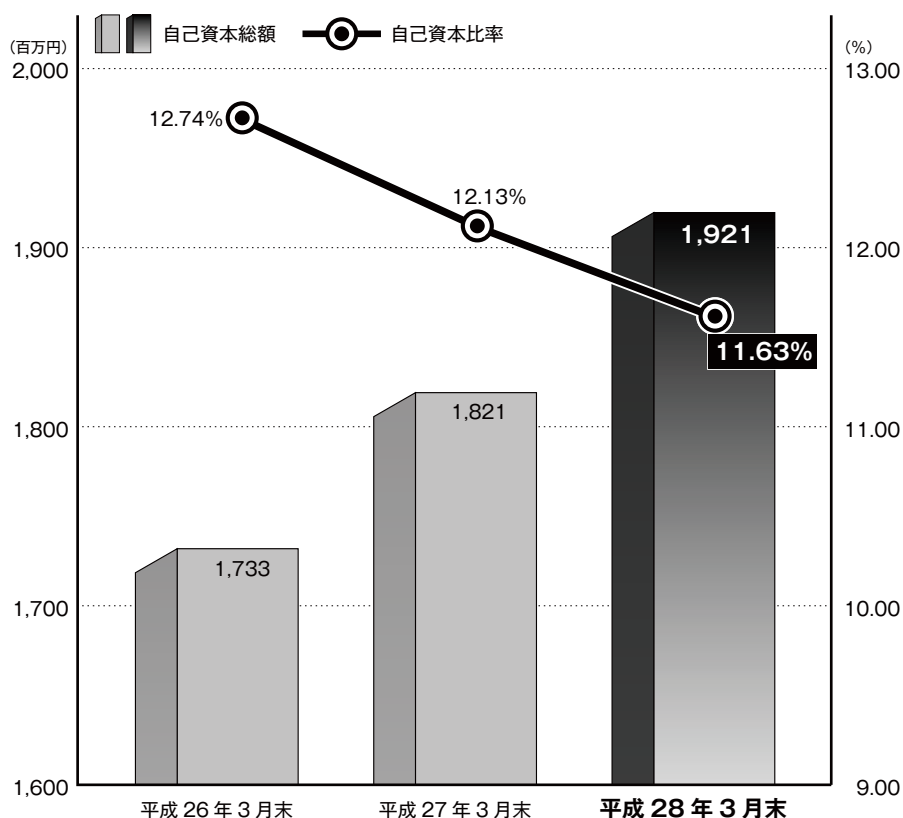
当期利益は9百万円増加し、1億16百万円となりました。



## 自己資本比率は、国際基準を大幅に上回る高い健全性を確保

貸出金の増加により、自己資本比率は前期比0.5ポイント低下しましたが、内部留保を1億円積み増し、自己資本額は19億21百万円となりました。

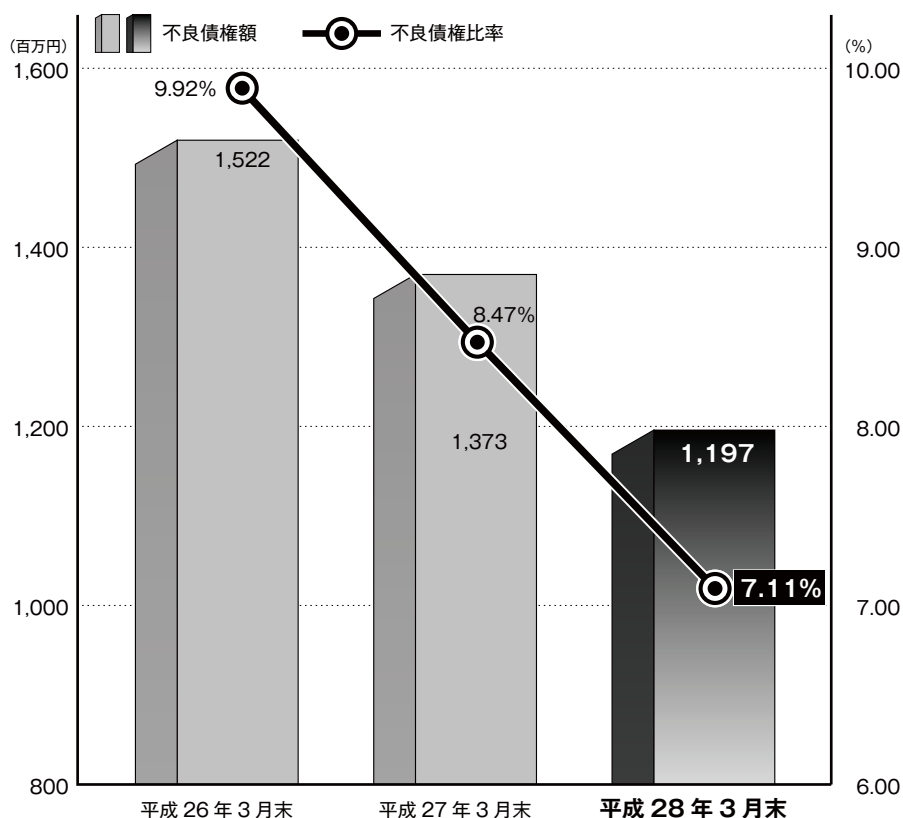
自己資本比率については、国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準維持が求められていますが、当組合は国際統一基準である8%をも大幅に上回る十分な水準を維持しています。



## 不良債権比率は約2億円弱減少し、11億円台に改善

不良債権の処理を適切にすすめ、不良債権額は1億76百万円減少し、11億97百万円となりました。

不良債権比率は1.36ポイント引き下がり、7.11%と大幅に改善しました。

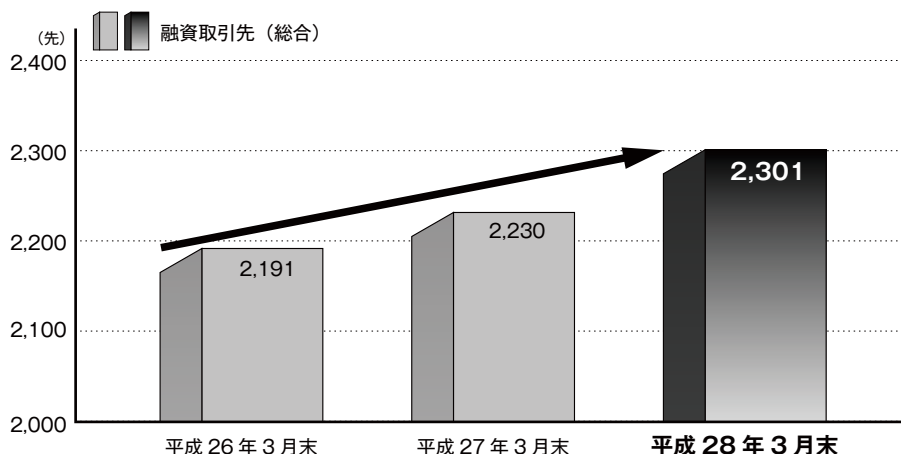




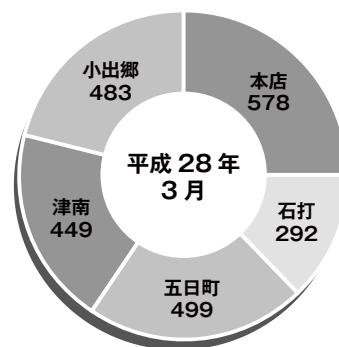
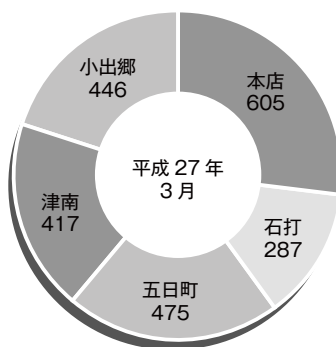
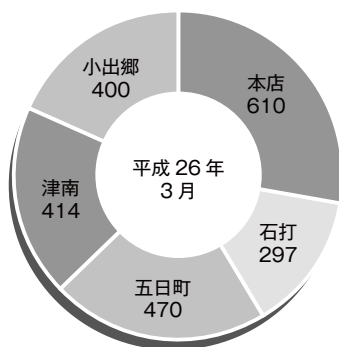
## 融資取引先数は71先増加し、2,301件に

地域の事業者、勤労者の皆様へ、スピーディかつタイムリーな資金提供を行うことにより、口コミによる取引先数が増加しています。

完済による先数減を上回るペースで取引先数が増加し、2,301件となりました。



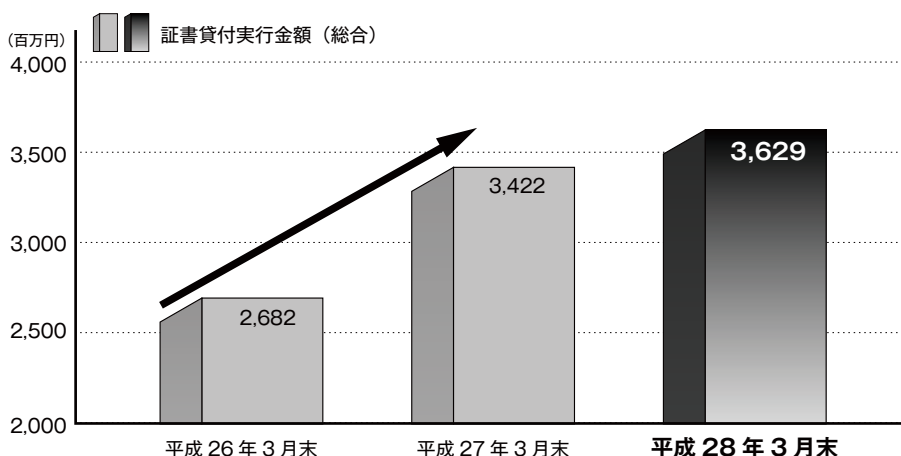
各店舗の融資取引先数  
(単位：先)



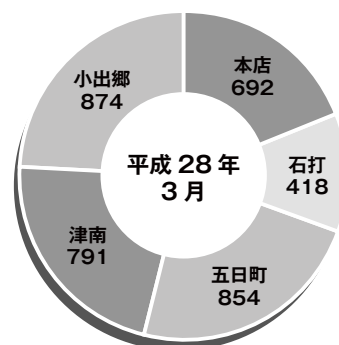
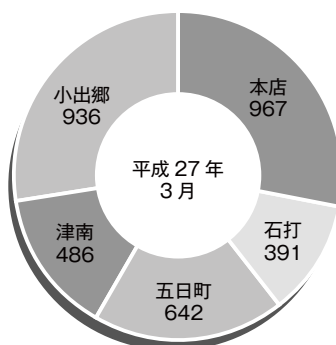
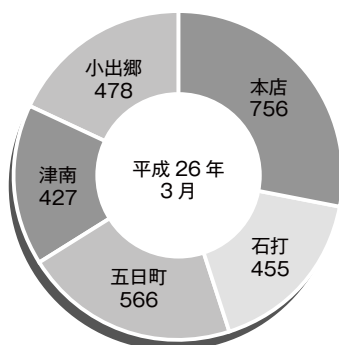
## 証書貸付の実行金額は2億円増加し、36億円に

貸出金の大部分を占める証書貸付の単年度実行金額は、取引先数の増加に伴い、リスク分散を図りつつ大幅に増加しました。

小口多数化の取組により、実行金額は207百万円増加し、36億29百万円となりました。

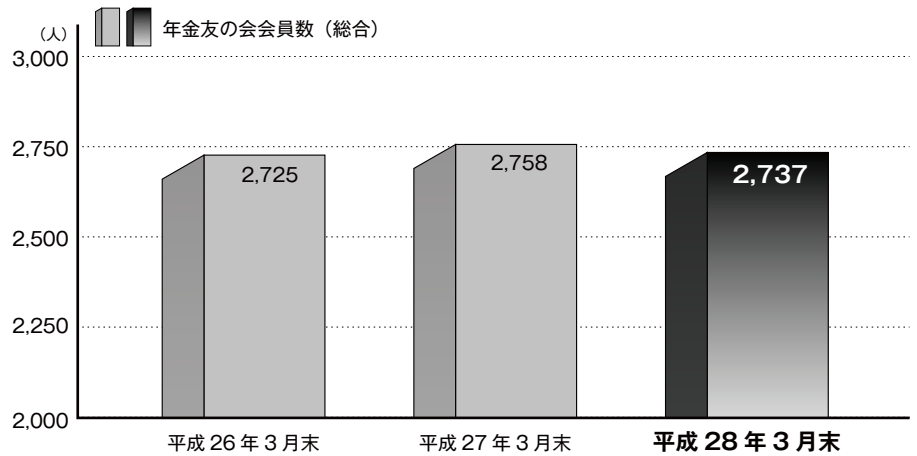


各店舗の証書貸付実行金額  
(単位：百万円)

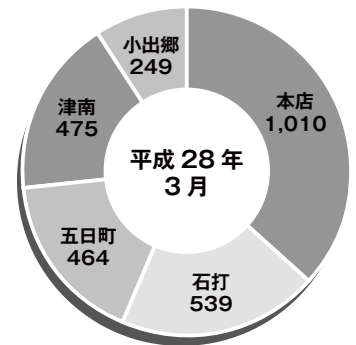
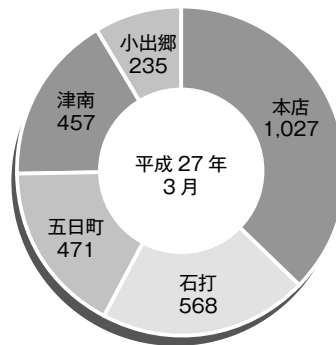
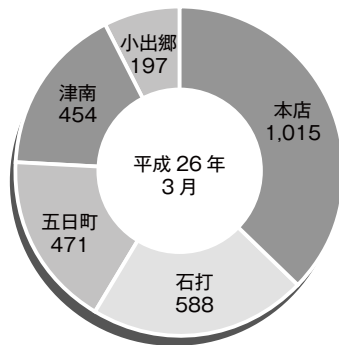


## 年金友の会 会員数は2,700名以上を維持

年金受給をいただいているお客様へのサービスを強化し、自然減とほぼ同等の新規会員様から、新規加入をいただいております。



各店舗の年金友の会  
会員数 (単位: 人)



平成 27 年 9 月 役員研修会



平成 27 年 9 月 第 3 期 経営塾 研修旅行



# 平成27年度・財務諸表

## 貸借対照表（資産の部）

※係数記載にあたって、単位未満は全て切捨て処理しております。

科 目	平成26年度	平成27年度
（ 資 産 の 部 ）		
現 金	532,064	551,499
預 け 金	13,228,715	14,163,949
買 入 手 形	-	-
コ ー ル マ ネ ー	-	-
買 入 先 勘 定	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
商 品 債 権	-	-
商 品 地 方 債 権	-	-
商 品 政 府 保 証 債 権	-	-
商 品 其 他 の 有 価 証 券	-	-
有 価 証 券	2,864,756	3,480,202
国 債	1,658,370	1,835,040
地 方 債	-	-
短 期 社 債	-	-
株 式 債 権	-	-
株 式 債 権	15,220	15,220
株 式 債 権	1,191,166	1,629,942
株 式 債 権	16,141,004	16,743,480
割 引 手 形 債 権	70,130	77,569
手 形 債 権	1,620,225	1,388,365
証 書 債 権	13,456,312	14,344,948
当 座 貸 付 債 権	994,335	932,597
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 け 貸 替	-	-
外 国 他 店 為 替	-	-
外 国 外 国 為 替	-	-
取 立 外 国 為 替	-	-
そ の 他 の 資 産	168,496	245,605
未 決 済 為 替 貸 付 金	2,462	2,874
前 信 組 連 出 資 金	87,000	87,000
未 払 費 用	-	-
未 取 引 差 入 証 拠 金	69,261	64,188
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	-
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	-
保 管 有 価 証 券 等	-	-
金 融 派 生 商 品 金 産 産	-	-
金 融 商 品 等 差 入 担 保	-	-
リ ー ス 投 資 資 産	-	-
そ の 他 の 資 産	9,771	91,542
有 形 固 定 資 産	405,156	399,826
建 物	155,453	146,398
土 地	229,920	235,750
建 設 資 産	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	19,781	4,760
無 形 固 定 資 産	4,875	5,914
ソ フ ト ウ ェ ア	-	-
の り ー ス 資 産	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,875	5,914
前 払 年 金 費 用	-	-
繰 上 償 却 金 産 産	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 上 償 却 金 産 産	-	-
債 務 保 証 見 返 金	53,875	48,578
貸 倒 引 当 金	▲ 780,024	▲ 643,420
一 般 貸 倒 引 当 金	▲ 15,365	-
個 別 貸 倒 引 当 金	▲ 764,659	▲ 618,638
資 産 の 部 合 計	32,618,919	34,995,637

## 貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：千円）

科 目	平成26年度	平成27年度
（ 負 債 の 部 ）		
預 金 積 金	30,375,253	30,620,003
当 座 預 金	260,005	305,152
普 通 預 金	10,161,407	10,555,312
貯 蓄 預 金	95,791	83,454
通 定 期 預 金	-	-
定 期 積 金	18,325,824	18,230,023
そ の 他 の 預 金	1,454,666	1,364,602
譲 渡 性 預 金	77,558	81,459
借 入 金	-	-
借 入 金	-	2,000,000
借 入 金	-	2,000,000
再 割 引 手 形	-	-
再 割 引 手 形	-	-
コ ー ル マ ネ ー	-	-
売 現 先 勘 定	-	-
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	-	-
コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	-	-
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 け 借 替	-	-
外 国 他 店 為 替	-	-
未 払 外 国 為 替	-	-
そ の 他 の 負 債	57,678	57,960
未 決 済 為 替 借 付 金	5,771	5,169
未 払 補 費 人 員 備 用 金	13,793	17,034
未 払 補 費 人 員 備 用 金	583	384
未 払 法 人 税 等 益 金	626	626
未 払 受 取 金	10,530	9,623
未 払 戻 金	6,920	6,455
先 物 取 引 受 入 証 拠 金	17,501	16,629
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	-
借 入 商 品 債 権	-	-
借 入 有 価 証 券	-	-
借 入 付 商 品 債 権	-	-
借 入 付 商 品 債 権	-	-
金 融 派 生 商 品 金 産 産	-	-
金 融 商 品 等 受 入 担 保	-	-
リ ー ス 除 去 の 負 債	-	-
そ の 他 の 負 債	1,951	2,018
賞 与 引 当 金	9,920	10,409
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	31,932	28,466
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	15,986	16,094
睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	704	535
偶 発 損 失 引 当 金	1,001	427
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	-	-
繰 上 償 却 金 負 債	64,456	75,596
再 評 価 に 係 る 繰 上 償 却 金 負 債	-	-
債 務 保 証 金	53,875	48,578
負 債 の 部 合 計	30,610,810	32,858,073
（ 純 資 産 の 部 ）		
出 資 金	415,829	414,307
普 通 出 資 金	415,829	414,307
優 先 出 資 金	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	-	-
資 本 準 備 金	-	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	1,408,040	1,511,605
利 益 準 備 金	412,466	415,829
そ の 他 利 益 剰 余 金	995,574	1,095,776
特 別 積 立 金	820,260	910,319
（ うち 目 的 積 立 金 ）	5,299	5,357
当 期 未 処 分 剰 余 金	175,313	185,457
自 己 優 先 出 資 金	-	-
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
組 合 員 勘 定 合 計	1,823,869	1,925,912
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	184,240	211,652
繰 上 償 却 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	184,240	211,652
純 資 産 の 部 合 計	2,008,109	2,137,564
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	32,618,919	34,995,637
☆ 参 考 : 員 外 預 金 比 率	14.32%	13.91%

## 貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	21年～39年
動産	5年～10年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- 制度全体の積立状況に関する事項（27年3月31日現在）

年金資産の額	384,802百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	327,959百万円
差引額	56,842百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）  
0.233%

- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高28,599百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃

借取引に準じた会計処理によっております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 21百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 495百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は956百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は129百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,197百万円であります。  
なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、ATM（現金自動入出金機）及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、77百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	2,352百万円
担保資産に対応する債務	借入金	2,000百万円

上記のほか為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額は5,159円37銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
  - 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
  - 信用リスクの管理  
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理
  - 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。



ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従って行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	14,163	14,261	98
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	98	▲1
その他有価証券	3,364	3,364	-
(3) 貸出金	16,743		
貸倒引当金(※)	▲643		
	16,100	16,738	638
金融資産計	33,728	34,461	733
(1) 預金積金	30,620	30,634	14
(2) 借入金	2,000	2,000	-
金融負債計	32,620	32,634	14

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間であり時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	15

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
その他	100百万円	98百万円	▲1百万円
小計	100	98	▲1
合計	100	98	▲1

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	1,835百万円	1,598百万円	236百万円
その他	1,164	1,078	85
小計	2,999	2,677	322

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
その他	365百万円	395百万円	▲29百万円
小計	365	395	▲29
合計	3,364	3,072	292

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みのないものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄
- ・時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益
99百万円	6百万円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	-	745百万円	221百万円	868百万円
その他	-	-	-	100
合計	-	745	221	968

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,402百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,402百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる

旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

貸倒引当金	152
税務上の繰越欠損金	38
退職給付引当金	7
固定資産	21
賞与引当金	2
その他	6
繰延税金資産小計	230
評価性引当額	▲224
繰延税金資産合計	5
有価証券評価差額金	80
繰延税金負債合計	80
繰延税金負債の純額	75百万円



平成27年10月 職員旅行 仙台石巻被災地視察



平成27年10月 信組の集い 高野孝子氏特別講演



平成27年11月 健康寿命のばそうアワード受賞



平成28年3月 健康づくり協定調印式



## ■損益計算書

科 目	平成26年度	平成27年度
経常収益	611,195	619,890
資金運用収益	556,011	570,618
貸出金利息	446,133	463,756
預け金利息	47,393	35,250
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	57,916	67,142
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	4,568	4,469
役員取引等収益	32,529	31,744
受入為替手数料	17,898	17,231
その他の役員収益	14,630	14,512
その他業務収益	2,277	15,136
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	6,718
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	2,277	8,418
その他経常収益	20,377	2,391
貸倒引当金戻入益	19,883	513
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	493	1,877
経常費用	502,797	503,193
資金調達費用	11,034	11,472
預金利息	10,453	10,224
給付補てん備金繰入額	498	379
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	-	778
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマーシャル・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	82	91
役員取引等費用	32,295	34,338
支払為替手数料	10,071	10,162
その他の役員費用	22,224	24,176
その他業務費用	44	20
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売却損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	44	20
経費	447,569	440,081
人件費	266,110	267,288
物件費	176,284	167,589
税	5,174	5,203
その他経常費用	11,853	17,280
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	8,961	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	2,891	17,280
経常利益	108,398	116,697

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	33	0
固定資産処分損	33	0
減損	-	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	108,364	116,697
法人税、住民税及び事業税	626	626
法人税等調整額	▲58	27
法人税等合計	567	653
当期純利益	107,796	116,044
繰越金(当期首残高)	67,516	69,412
当期末処分剰余金	175,313	185,457

## ■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
当期末処分剰余金	175,313	185,457
当期純利益	107,796	116,044
繰越金	67,516	69,412
利益準備金取崩額	-	1,522
特別積立金取崩額	-	27
うち経営改善積立金	-	27
剰余金処分額	105,900	122,415
利益準備金	3,363	-
普通出資に対する配当金 (普通出資に対する配当率) (年3%の割合)	12,479	12,415
特別積立金	90,058	110,000
(うち経営改善積立金)	58	-
次期繰越金	69,412	64,590

## ■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## ■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成28年6月25日

塩沢信用組合

理事長 小野澤一成

## ■損益計算書の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 277円32銭

## ■地域貢献に関する情報開示

### 地域に貢献するしおしの経営姿勢

当組合は、新潟県南部の魚沼エリアを営業区域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の精神に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人一人の顔が見えるきめの細かな取引を基本としており、常に組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献する為、組合員の利益を第一に考えることを基本としております。

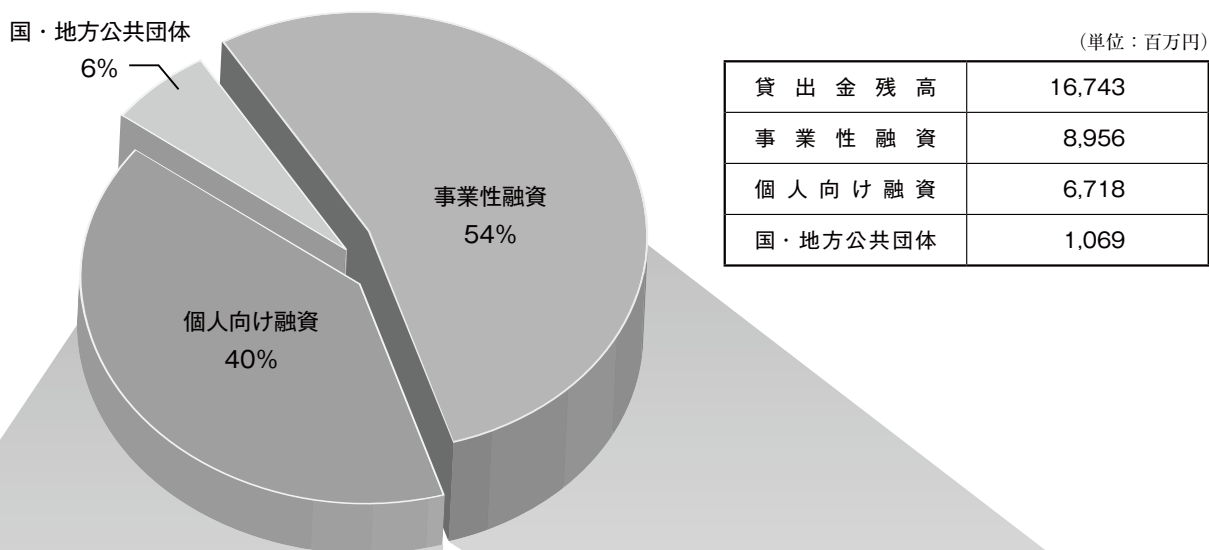
また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

これからも、組合員の豊かな暮らしづくりに奉仕するために、円滑な資金供給と金融サービスを提供していくことはもちろんのこと、文化的・社会的貢献活動を通じ、組合員の暮らしにうるおいを与え、地元振興に積極的に資する、地域の金融機関として在り続けます。

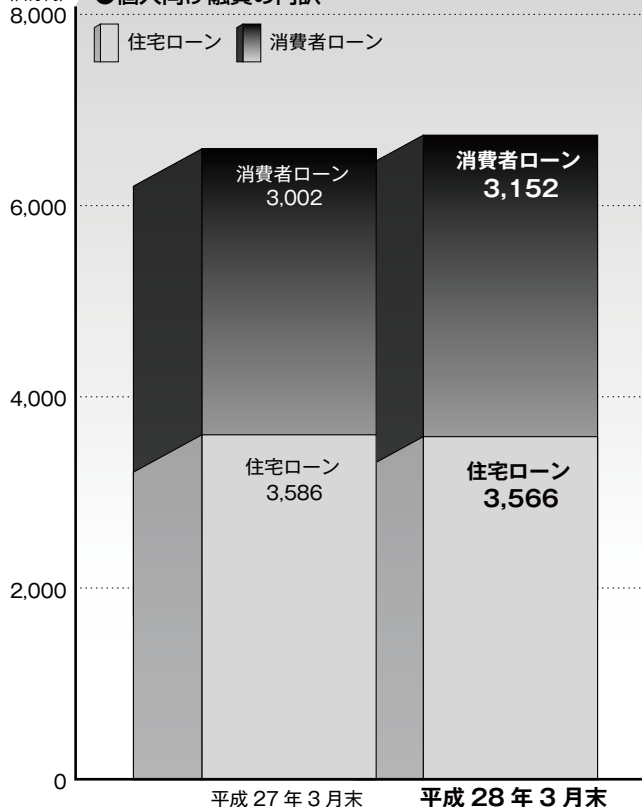
### 融資を通じた地域貢献

地元中小企業及び個人のお客様をはじめとする地域への円滑な資金供給を重要な使命と捉え、新商品の提供などを通じて、地域のお客様の資金ニーズにお応えします。

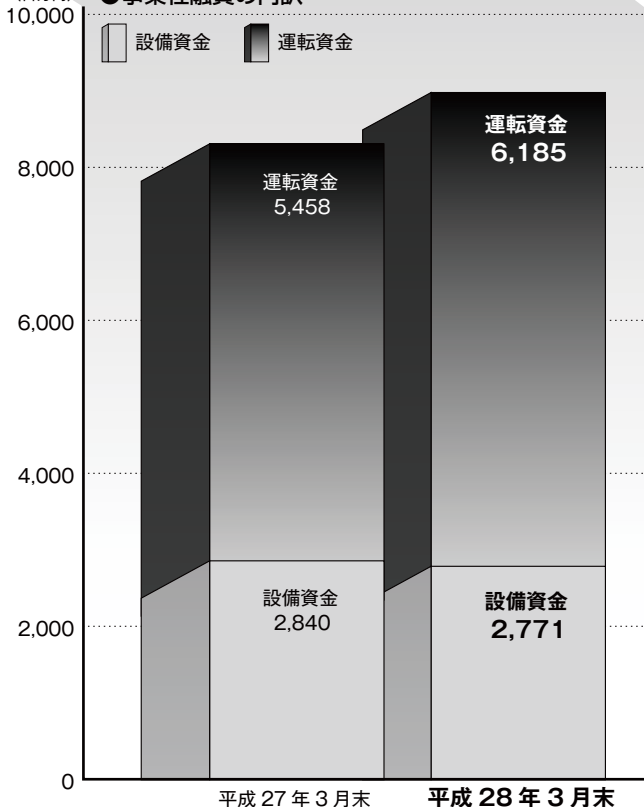
#### ●貸出金残高の内訳（平成28年3月現在）



#### ●個人向け融資の内訳



#### ●事業性融資の内訳



## ■地域密着型金融に関する取組

### 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域の底辺を担う金融機関であり、小規模事業者の拠り所として、地元の将来を背負って立つ気概を持っています。

組合員一人一人は、良い時も悪い時もあり、長い目で見れば、助けたり助けられたりする間柄であり、当組合の付き合いは、長期的視点に立つ支援が基本です。当組合の地域が限定されていることは“運命共同体”を意味しており、「逃げない」金融機関として、お客様の経営支援に取り組んでいます。

### 中小企業の経営支援に関する態勢整備

本部の「しんくみセンター」内に「魚沼の中小企業経営支援協議会」を設置、専門委員会として「中小企業支援委員会」を設置して、中小企業の経営支援に取り組んでいます。

### 中小企業の経営支援に関する取組み状況

項目	取組内容	取組状況
事業支援 創業・新規	「創業新事業化支援」	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定支援機関同士の連携により、地域内の特に若者層の独立を支援し、新事業を誕生させるお手伝いに取り組んでまいります。</li> </ul>
成長段階支援	「魚沼の経営塾」 「経営塾OB会」	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年度も引続き「㈱タナベ経営」との連携による「魚沼の経営塾・第3期」の取引先企業50社から参加をいただいております。㈱タナベ経営の講師による勉強会の開催、及び、受講生がお持ちの経営問題や経営課題について、講師が個別に相談をお受けする体制としています。また、塾生同士の異業種交流会の開催によりビジネス・マッチングにも取り組んでまいります。</li> <li>修了した第1期生、第2期生はともに「経営塾OB会」へ入会し、5年後10年後に地域の中心的役割を担う「組織」の礎を作ります。</li> </ul>
	「支援プロジェクト」	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の魅力ある商品やサービスを提供する企業に対して特別に支援する「プロジェクト」を立ち上げました。</li> <li>「事業育成」「企業成長」をキーワードに経営の内部に介入し、経営者様と一体となり経営の改善、生産性の向上を実現する為に取り組んでまいります。</li> </ul>
経営改善・事業再生支援	「経営改善計画策定支援」	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件変更等で対応した経営支援先へは、中小企業支援委員が最低月1回の定期訪問として、経営助言の実践と経営改善計画策定支援に取り組んでまいります。</li> </ul>
	「月次決算化支援」	<ul style="list-style-type: none"> <li>TKC関東信越会と協力し、当組合のお取引先が会計要領に準拠した信頼性のある決算書とすること、毎月の収支が確認でき、独自に資金計画が図れる「月次決算化」に取り組んでまいります。</li> </ul>
事業承継	「事業承継支援」	<ul style="list-style-type: none"> <li>㈱新潟事業承継パートナーとのM&amp;A協定の提携。</li> <li>後継者不在による自主廃業への対応として             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 後継者不在事業先の事業存続予想年数等のデータ化</li> <li>② 既存事業先の事業主及び従業員への事業承継の可能性確認</li> <li>③ 事業譲渡M&amp;Aによる事業承継の可能性確認</li> <li>④ 経営者候補の求人、若手起業家の発掘と育成以上に取り組んでまいります。</li> </ol> </li> </ul>

### 目利き能力の発揮による事業性評価を重視した融資

項目	取組内容	取組状況
融資の取組 担保・保証に過度に依存しない	「自己責任貸出」	<ul style="list-style-type: none"> <li>例え保証会社、保証協会が通らない場合でも、現状把握を十分行い、地元のローカルな情報を駆使して審査し、ご融資の相談に応じております。</li> <li>人物本位の定性情報を重視し、当組合と末永いお付き合いができる方、地元へ密接に関りがある方のご相談に応じております。</li> </ul>
	「事後管理システム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご融資の後、1、3、6、12ヶ月サイクルで、収入、勤務先、ご家族の状況等に変化がないか、お困りのことが無いかを確認。また、変化があった場合は報告していただくことをお約束してご融資に応じております。</li> </ul>
融資の取組 事業性評価に基づく	「救済支援から再生改善」	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良企業にしか目を向けていない金融界の現状から、私どもは、目の前のお取引先を財務の健全化により優良化し、事業性評価を上げていく、いわゆる貸したところから真のお付き合いが始まる取り組みを実施してまいります。</li> <li>事業の可能性を評価基準に「事業育成」へ取り組んでまいります。</li> </ul>

### 地域の活性化に関する取組状況

項目	取組内容	取組状況
地元消費購買促進事業	「ふるさとカタログギフト」	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元消費購買活動促進事業として、津南支店と小出郷支店において、「ふるさとカタログギフト」を作成。地域内事業者の新たな販路拡大と地域の活性化に貢献することを目的に取り組んでおります。</li> </ul>
	「地域還元型特別賞与」	<ul style="list-style-type: none"> <li>当組合では、職員へ必ず勤務地で消費することを条件に通常賞与と別に「地域還元型」の特別賞与を支給し、地元の信用組合として消費活動の促進に寄与するべく取り組んでおります。</li> </ul>
活性化 牧之通り	「本店観光開店」	<ul style="list-style-type: none"> <li>当組合本店が位置する「牧之通り」の活性化及び地元の観光産業の業績向上に向けた支援として、本店のロビーを観光客の見学場所として開放しております。</li> </ul>
教育推進事業	「子ども金融教育授業」	<ul style="list-style-type: none"> <li>当組合の各支店の所在地である小学生を対象に、貨幣の歴史や金融の仕組みを学ぶ出張授業の開催を実施しています。学校での直接の授業の他、当組合営業店の店舗に生徒を招いての開催とも実施しています。</li> </ul>

### 顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローンの提供

担保・保証に過度に依存しない融資商品である「景気対策融資」「農業振興支援資金」、協業化と創業・新事業を支援する「創業・協業化支援資金」、資金繰りの安定化を図る「ビジネスサポート」、エコ関連資金として「環境エコローン」などを取り扱っています。

また、個人への支援として、高齢者向けの「年金需給者ローン」、多重債務改善対策の「おまとめローン」、当組合組合員の地元自動車関連指定業者からの車の購入から、細かな出費まであらゆる場面に即日対応できる「マイカーローン・リザーブ」などを取り扱っています。



## ■地域を応援する取組

### 魚沼の経営塾

当組合主催で、タナベ経営と提携し、取引先の経営者や後継者を対象にした「魚沼の経営塾」第4期が開講いたしました。

全国的にも当組合の経営塾は注目を集めており、各地の信金・信組から視察や交流の依頼が続いています。



平成28年4月 第4期「魚沼の経営塾」中小支援委員



平成28年4月 第4期「魚沼の経営塾」塾生

### 第一勧業信用組合 地域連携

東京23区内に本支店網をもつ第一勧業信用組合と地域間連携を深めています。

地域の事業者様へビジネスチャンスを提供する取組を数多く実現しています。



平成28年5月 第一勧信北島三郎コンサート



平成28年5月 第一勧業信用組合様 来店

### 子ども金銭教育、若者カード教育、大学との産学連携

当組合の各支店で、小学校にて金銭教育を実施しています。

塩沢商工高校では、3年生向けにカード金銭教育を実施した他、北海道の札幌学院大学より依頼され、講演を行いました。

その後大学教授が当組へ調査研究に来訪するなど、産学連携が加速しています。



平成27年9月 栃窪小、総合支援学校合同金銭教育



平成27年10月 札幌学院大学講演

### 石打支店新築

石打支店の新店舗建設がはじまりました。

現在ではめずらしくなったもちまきを敢行し、お近くの皆様大変喜ばれました。

9月26日より新店舗での営業を開始します。

ぜひ、お立ち寄りください。



平成28年3月 石打支店地鎮祭



平成28年5月 石打支店上棟式・もちまき

## ■地域サービスの充実

### 店舗・ATM等の設置数（平成28年7月現在）

店名	住所	電話番号	自動機		ご利用時間
			ATM	両替機	
本 しんくみセンター	〒949-6408 南魚沼市塩沢1221番地-4	025-782-1201(代)	1台	-	平日、土・日祝祭日 午前8時から 午後8時まで
本 店	〒949-6408 南魚沼市塩沢1198番地	025-782-1151(代)	2台	1台	
石 打 支 店	〒949-6371 南魚沼市関1124番地1	025-783-2962(代)	1台	-	
五 日 町 支 店	〒949-7101 南魚沼市五日町387番地1	025-776-2691(代)	1台	-	
津 南 支 店	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字下船渡茂543番地3	025-765-3125(代)	1台	-	
小 出 郷 支 店	〒946-0076 魚沼市井口新田547番地15	025-792-7766(代)	1台	-	

## 顧客の組織化とその活動状況

### ●後援会「信栄会」

本会は、当組合の業務の伸長を支援し、併せて会員の見識を高め、会員の生活の安定、会員相互の親睦への寄与および会員の経済社会における地位向上に資する事業を行うことを目的として設立し、事業として経済・経営に関する研究会、懇談会、親睦事業などを行っております。

会員数は現在約700名で、精力的に活動しております。

### ◆年金友の会「よろこび」

当組合の年金友の会は、当組合で年金を受給しているお客さまを会員とし、趣味・文化・スポーツ・健康に関する活動を通じて、会員相互の親睦と仲間作りを進め、健康で明るく楽しい生活を過ごしていただくため昭和63年6月設立され、会員数は現在2,737名、活動としては旅行・昼食会などを行っております。

### ◆しおしんレディースクイーン

当組合の女性専用商品「クイーン積金」をご契約のお客さまを会員とし、会員相互の親睦を図るため平成元年6月に設立され、会員数は現在約400名、観劇・グルメ・ショッピングツアーなど行っております。

### 《27年度年間行事の紹介》

平成27年 5月23日	小出郷信栄会「第8回・ゴルフコンペ」実施
平成27年 5月28日	第1回「信栄会サポート委員会」実施（五信栄会）
平成27年 6月 6日	津南信栄会「ゴルフコンペ」実施
平成27年 6月15日 ～16日	本店信栄会「研修旅行、浅草・築地・スカイツリー」実施
平成27年 6月21日	五日町信栄会「日帰り研修旅行・東京歌舞伎座・六月大歌舞伎」実施
平成27年 7月25日	石打信栄会「ふれあいの集い」実施
平成27年 8月 7日	小出郷信栄会「第5回ボウリング大会」「第11回納涼祭」実施
平成27年 8月 8日	津南信栄会「第13回・ふれあいの集い」実施
平成27年 8月29日	「第28回・信栄会合同親善ゴルフコンペ」実施
平成27年 9月 6日	五日町信栄会「第22回ふれあいの集い・八海山泉ビレッジ」実施
平成27年 9月 7日	第2回「信栄会・サポート委員会」実施（五信栄会）
平成27年 9月13日	津南信栄会「紅葉トレッキングバスツアー・谷川岳」実施
平成27年10月19日	「五信栄会合同・特別講演会」（高野孝子・講演会）
平成27年10月21日	石打信栄会「研修旅行・由良温泉」実施
平成27年11月 1日	津南信栄会「日帰りバス旅行・蓼科高原～富岡製糸場」実施
平成27年11月13日	第3回「信栄会サポート委員会」実施（五信栄会）
平成27年11月21日	本店信栄会「蕎麦打ち体験」実施
平成27年12月 4日	石打信栄会「第35回・定期総会」実施
平成28年 1月18日	小出郷信栄会「第14回・定期総会」実施
平成28年 2月10日	本店信栄会「第35回・定期総会」実施
平成28年 2月26日	五日町信栄会「第35回・定期総会」実施
平成28年 3月11日	津南信栄会「第24回・定期総会」実施

## ■文化的・社会的貢献に関する活動

当組合では、各月の3日を信用組合の日（「くみの日」）として、全店職員による公園や商店街のボランティア清掃を実施しているほか、青少年の健全育成のため塩沢商工会との共催による第15回塩沢商工会長杯・塩沢信用組合理事長杯「少年野球大会」の実施、塩沢「牧之通り」で開催された「牧之茶会」への協力を通して、皆様からの暖かい応援をいただいております。また、当組合では「津南支店30周年記念・小出郷支店20周年記念」を祝い、地元商工会の協賛のもと「ふるさとギフトカタログ」を作成し、皆様に大変喜ばれております。

4月に地元小中学校の新一年生へ、入学記念品を差し上げ、小学校では、特別授業として「金銭教育」を実施、9月に南魚沼市立総合支援学校へ洗濯乾燥機や検査器具などを寄付させていただきました。また地元塩沢商工高校で初の若者カード金銭教育も実施しました。

本部「軽トラ市」5月～11月の第一日曜日「信組バザール出店」の売上金を、10月の職員旅行時に東北被災地へ義捐金として贈呈して参りました。

2月には、塩沢信組、糸魚川信組、第一勧業信組の三信組で地域連携協定を結び、同時に「魚沼フェア」を東京で開催、当地域から五業者が出店し、大変好評でした。また、第一勧業信組本店の2階に、地域連携スペースを開設、塩沢信組の東京オフィスとして使用しています。

### 《27年度年間行事の紹介》

平成27年 4月 7日	入学式、湯沢町・南魚沼市・魚沼市・津南町の小中学校49校の新1年生へ記念品贈呈、小学校の新入生写真撮影実施
平成27年 5月 3日	塩沢宿「牧之茶会」協力
平成27年 5月 3日 ～6日	本店「観光開店」
平成27年 5月 3日	本部「軽トラ市」5月～11月の第一日曜日（信組バザール出店）
平成27年 6月 3日	全店・職員「ボランティア清掃」（6月～9月）実施
平成27年 8月 1日	「塩沢商工会長・塩沢信用組合理事長杯合同少年野球大会」実施
平成27年 8月21日	「塩沢商工高等学校」面接指導
平成27年 9月 2日	「しんくみシルバー募金」贈呈式、（八海福祉会）
平成27年 9月 3日	「しんくみビーターバン募金」贈呈式、（市立総合支援学校）
平成27年10月 3日 ～11月15日	本店「観光開店」実施
平成27年10月11日	「塩沢一周駅伝大会」（信組大会スポンサー）信組チーム出場
平成27年10月17日 ～18日	「役員旅行」被災地視察、石巻商工信用組合～女川、義捐金贈呈
平成27年12月17日	「湯沢町長訪問・ワールドカップ協賛金贈呈」
平成27年12月24日	「南魚沼市長訪問」少雪・景気対策資金、当組合取組案内
平成28年 1月20日	「塩沢商工高校」カード金銭教育実施
平成28年 2月13日 ～3月13日	本店「観光開店」実施（ひな雪見かざり）
平成28年 2月15日	「第一勧信・物産展」取引先5社参加、職員2名派遣 「第一勧信・塩沢信組・糸魚川信組、連携協定調印式（第一勧信・本店）」
平成28年 3月22日	「協会けんぽ新潟支部」とデータヘルス計画に関する覚書調印式



# リスク管理体制

金融の自由化の進展にともない、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えてきております。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

## 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立し、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当っては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っております。

## 市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動にともなうリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなってきていますので、適切な管理と対応が重要となっております。当組合では、資金運用基準規程の制定や毎月内部において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
- (2) システムリスク：コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
- (3) その他オペレーショナル・リスク

① 法務リスク：顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などにより、当組合が損失を被るリスク

② 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

③ 有形資産リスク：災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っております。

# 法令等遵守体制（コンプライアンス）

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

## 当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「しおしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置付けております。
- ② 「しおしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。
- ③ 「しおしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「しおしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「しおしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「しおしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

## 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：塩沢信用組合本部】 フリーダイヤル 0120-600-283

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）  
受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応のご案内については、当組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>

また、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。  
一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：0570-022808）

## 紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）  
第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）  
第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）  
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記塩沢信用組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：(株)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）  
受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

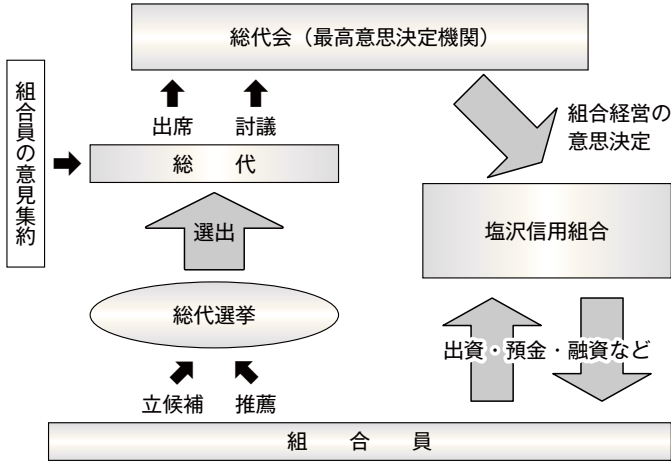
## 総代および総代会の機能等について

### ① 総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。

組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることができます。

当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。



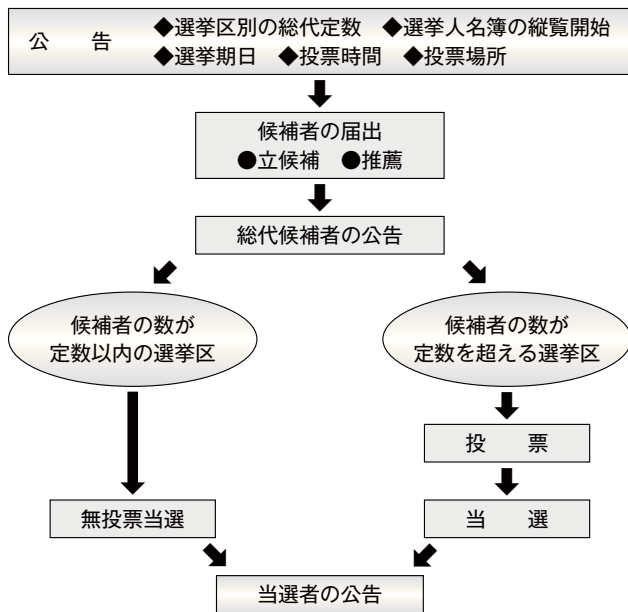
### ② 総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されています。組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められています。当組合の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。



### ガバナンスの強化

組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、情報開示の充実と総代地区会議および総代の研修会等の活用により、組合員の声を聞き、その声にお応えできる組合経営に努めます。

### ③ 当組合「総代選挙規程」抜粋

第2条 総代は、組合員のうちから理事会の定める選挙区ごとにその地区に属する組合員によって選挙する。

2 総代の選挙は、総代任期満了直前の決算期末日現在の組合員数を基準に、選挙区ごとの総代定数を算出し、選挙会開催日時、選挙事務所、選挙管理委員等について、理事会において定めるものとする。

3 選挙会は、総代任期満了の日に行う。ただし、やむを得ない事由ある場合は、総代任期満了の日の前30日以内に行うことができるものとする。定款の定め「総代」

\* 「定数」100人以上120人以内（現職は、117名）

\* 「任期」3年（現職の任期は、平成30年6月まで）

総代選挙の予告

今回の総代選挙は平成30年6月に予定します。現在の総代の任期満了は、平成30年6月10日です。

### ④ 第63期 通常総代会の決議事項

平成28年6月25日開催の「通常総代会」において下記のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

記

第1号議案 平成27年度「第63期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。

第2号議案 平成28年度「第64期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。

第3号議案 組合員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。

第4号議案 平成28年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

1. 理事報酬 年間総額32,000千円以内とする。（昨年32,000千円）  
各理事の報酬額、支給時期、支給方法については理事会に一任する。
2. 監事報酬 年間総額8,000千円以内とする。（昨年8,000千円）  
各監事の報酬額、支給時期、支給方法については監事会に一任する。
3. 実支給については、28年7月の報酬月額より、全役員一斉に変更し、29年6月まで同額にて適用するものとする。

第5号議案 当組合「経営情報」開示の件として、次の項目についてご説明いたしました。

- 平成28年度「重点施策」
  1. 「経営力及び組織力の強化」
  2. 「経営基盤の強化」
  3. 「地方創生への貢献」
  4. 「ガバナンスの強化」
  5. 「総合力の発揮」
- 平成28年度「行動計画」年間スケジュール
- 石打支店新築開店に関する報告と説明の件
- 「魚沼の未来基金」創設に関する報告と説明の件
- 当組の地域連携協定・業務協定に関する報告と説明の件

### ■当組合のガバナンス強化の取組

当組合では、組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、経営の情報開示の充実と、総代地区会議等の活用により、その都度、組合員の声を聞き、開かれた組合経営に努めてまいりました。

### 当組合の具体的な取組実績

#### 1. 役員に関しての実績

- 1) 平成16年6月より「員外監事」を1名選任している
- 2) 平成17年6月より「常勤監事」を1名選任している
- 3) 平成18年6月に「理事の定数」を12名から10名へ2名削減している
- 4) 平成21年6月より地区理事5名を職員外（総代）より選出している
- 5) 平成27年6月より「女性役員（非常勤監事）」を1名選任している



## 2. 総代に関する実績

- 1) 「総代地区会議」を年2回定期開催している
- 2) 平成18年6月に全国初の「女性総代」を誕生させた
- 3) 平成18年11月、21年6月、23年11月に総代の研修会を実施した
- 4) 平成21年6月に「総代の定年制」を規定化、上限を75歳とした
- 5) 平成27年6月の総代選出にあたり構成を組合員構成比に近付けた
- 6) 通常総代会(73%)及び総代地区会議(76%)への出席率の向上(70%以上)

## 3. その他の実績

- 1) 平成16年4月より外部監査として「監査法人」を選任している
- 2) 平成23年11月に非常勤役員、総代、信栄会員への研修会を実施した
- 3) 平成27年7月に非常勤役員を全信中協主催の専門研修会へ派遣した
- 4) 平成28年7月に当組合提案による非常勤理事研修の開催が実現する

以上

## ⑤ 総代氏名

本店  
地区総代  
(37名)



阿部 秀明  
(当選7回)



阿部 浩光  
(当選4回)



阿部 勝  
(当選6回)



安達 辰也  
(当選3回)



井口 岳夫  
(当選2回)



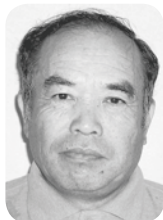
飯酒 盃 敏  
(当選4回)



石坂 幸子  
(当選1回)



大津 潔  
(当選3回)



大塚 常作  
(当選5回)



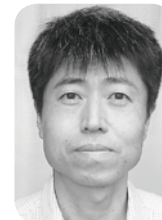
貝瀬 一恵  
(当選4回)



貝瀬 哲男  
(当選4回)



片山 茂  
(当選2回)



上村 迅  
(当選1回)



上村 忠義  
(当選3回)



川内 正  
(当選3回)



桐生 厚義  
(当選6回)



桑原 博  
(当選3回)



桑原 保夫  
(当選5回)



小林 克行  
(当選1回)



清水 一夫  
(当選4回)



菅井 英明  
(当選3回)



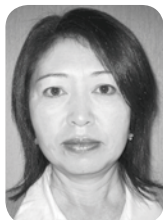
鈴木 伸太  
(当選1回)



鈴木 美穂  
(当選3回)



高野 好雄  
(当選4回)



高橋 ひろみ  
(当選4回)



田村 正治  
(当選5回)



田村 暁  
(当選3回)



中嶋 京子  
(当選3回)



中嶋 知一  
(当選2回)



林 澄子  
(当選4回)



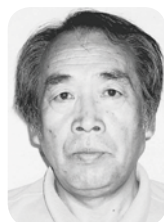
原田 清  
(当選2回)



平賀 孝雄  
(当選2回)



笛木 幸久  
(当選3回)



見留 光夫  
(当選6回)



山田 幸男  
(当選6回)



渡辺 みさ子  
(当選4回)



割田 賢一  
(当選4回)

石打支店  
地区総代  
(20名)



阿部 市郎  
(当選3回)





阿部保幸  
(当選6回)



小野塚展子  
(当選1回)



岸野悦雄  
(当選5回)



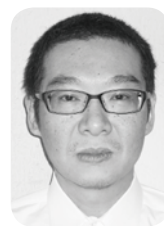
木村盛  
(当選6回)



小林勇  
(当選4回)



佐藤富男  
(当選3回)



志田剛  
(当選1回)



高橋郁夫  
(当選7回)



武淵和昭  
(当選1回)



外谷光雄  
(当選8回)



中澤明子  
(当選3回)



中澤幸子  
(当選3回)



中澤好夫  
(当選3回)



南雲一成  
(当選1回)



林秀夫  
(当選6回)



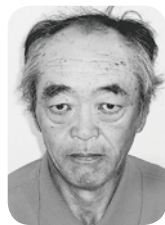
林三奈  
(当選1回)



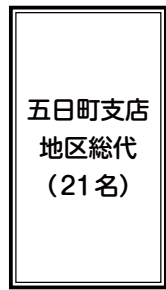
星野富夫  
(当選5回)



山田みつ枝  
(当選4回)



山本淳一  
(当選2回)



井口伸夫  
(当選3回)



井口洋一  
(当選1回)



池田きみよ  
(当選4回)



石田衛  
(当選3回)



大平春子  
(当選3回)



小川一夫  
(当選2回)



奥村邦夫  
(当選6回)



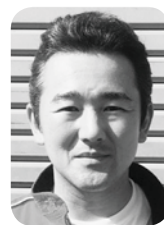
笠原貴美男  
(当選2回)



上村清子  
(当選4回)



櫻井厚子  
(当選2回)



塩川裕紀  
(当選1回)



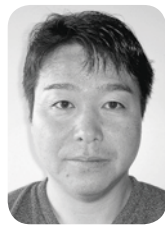
高橋さつ子  
(当選1回)



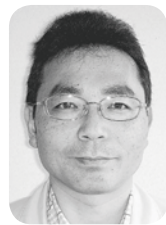
中澤一博  
(当選5回)



長屋昇  
(当選3回)



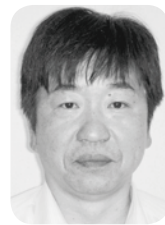
西野敬太郎  
(当選2回)



西野徳光  
(当選2回)



羽賀謙祐  
(当選3回)



羽吹忍  
(当選3回)



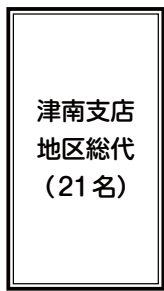
星野まち子  
(当選4回)



八木健二  
(当選4回)



山田信之  
(当選11回)



石原友三郎  
(当選3回)



内山信裕  
(当選1回)



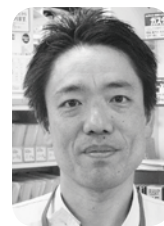
籠田淑子  
(当選4回)



風巻良夫  
(当選4回)



草津進  
(当選6回)



粉川英明  
(当選1回)





島田 敬子  
(当選4回)



高橋 久子  
(当選3回)



藺部 昌代  
(当選1回)



滝沢 完治  
(当選3回)



福原 ヒロ子  
(当選4回)



福原 政文  
(当選6回)



藤ノ木 忠夫  
(当選2回)



村山 壮  
(当選3回)



宮澤 清  
(当選3回)



山田 武雄  
(当選5回)



山田 泰  
(当選2回)



山田 芳男  
(当選2回)



吉野 徹  
(当選5回)



涌井 好一  
(当選6回)



涌井 フサイ  
(当選4回)

小出郷支店  
地区総代  
(18名)



今井 満  
(当選1回)



内田 幹夫  
(当選7回)



遠藤 恵子  
(当選4回)



遠藤 実  
(当選8回)



大平 實  
(当選2回)



大桃 久子  
(当選4回)



岡部 誠  
(当選6回)



風間 健  
(当選3回)



小島 成之  
(当選3回)



櫻井 一枝  
(当選2回)



佐藤 たけ  
(当選1回)



佐藤 敏郎  
(当選1回)



佐藤 文音  
(当選1回)



瀬下 賢一  
(当選6回)



星 宗兵  
(当選1回)



星 伸哉  
(当選5回)



横山 弘文  
(当選7回)



渡辺 頼敏  
(当選3回)



監事

平成28年6月 総代会 「魚沼の未来基金」説明



平成28年5月 総代地区会議



⑥ 総代名簿 (地区別・五十音順)

(平成28年7月1日現在)

本店地区総代	菅井英明③	石打支店地区総代	地区総代定数	羽賀謙祐③	福原政文⑥	岡部誠⑥
阿部秀明⑦	鈴木伸太①	阿部市郎③	21名	羽吹忍③	藤ノ木忠夫②	風間健③
阿部浩光④	鈴木美穂③	阿部保幸⑥	地区総代数	星野まち子④	村山壮③	小鳥成之③
阿部勝⑥	高野好雄④	小野塚展子①	20名	八木健二④	宮澤清③	櫻井一枝②
安達辰也③	高橋ひろみ④	岸野悦雄⑤	五日町支店地区総代	山田信之⑪	山田武雄⑤	佐藤たけ①
井口岳夫②	田村正治⑤	木村盛⑥	井口伸夫③	地区総代定数	山田泰②	佐藤敏郎①
飯酒益敏④	田村暁③	小林勇④	井口洋一①	21名	山田芳男②	佐藤文音①
石坂幸子①	中嶋京子③	佐藤富男③	池田きみよ④	地区総代数	吉野徹⑤	瀬下賢一⑥
大津潔③	中嶋知一②	志田剛①	石田衛③	21名	涌井好一⑥	星宗兵①
大塚常作⑤	林澄子④	高橋郁夫⑦	大平春子③	津南支店地区総代	涌井フサイ④	星伸哉⑤
貝瀬一恵④	原田清②	武淵和昭①	小川一夫②	石原友三郎③	地区総代定数	横山弘文⑦
貝瀬哲男④	平賀孝雄②	外谷光雄⑧	奥村邦夫⑥	内山信裕①	22名	渡辺頼敏③
片山茂②	笛木幸久③	中澤明子③	笠原貴美男②	籠田淑子④	地区総代数	地区総代定数
上村迅①	見留光夫⑥	中澤幸子③	上村清子④	風巻良夫④	21名	地区総代数
上村忠義③	山田幸男⑥	中澤好夫③	櫻井厚子②	草津進⑥		18名
川内正③	渡辺みさ子④	南雲一成①	塩川裕紀①	粉川英明①	小出郷支店地区総代	地区総代数
桐生厚⑥	割田賢一④	林秀夫⑥	高橋さつ子①	島田敬子④	今井満①	18名
桑原博③	地区総代定数	林三奈①	中澤一博⑤	高橋久子③	内田幹夫⑦	総代定数
桑原保夫⑤	38名	星野富夫⑤	長屋昇③	蘭部昌代①	遠藤憲子⑧	総代数
小林克行①	地区総代数	山田みつ枝④	西野敬太郎②	滝沢完治③	大平実②	120名
清水一夫④	37名	山本淳一②	西野徳光②	福原ヒロ子④	大桃久子④	117名

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

■職員出身者以外の理事の登用状況

理事長	小野澤 一成	理事	星 充 男(※)	常勤監事	上村 一 也
常務理事	須藤 昇 二	理事	桑原 信 一(※)	監 事	藤ノ木 靖子
常勤理事	高橋 清 隆	理事	林 茂 一(※)	員外監事	関 久 良
理 事	桐生 好 雄(※)	理 事	高橋 守(※)	顧 問	中嶋 成 夫

(平成28年7月1日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



常勤監事	非常勤理事	常務理事	非常勤理事	非常勤理事	非常勤監事(員外)
上村 一 也	高橋 守	須藤 昇 二	桐生 好 雄	星 充 男	関 久 良
非常勤理事	常勤理事	理事長	非常勤理事	非常勤監事	
桑原 信 一	高橋 清 隆	小野澤 一 成	林 茂 一	藤ノ木 靖子	

## 役員等の報酬体系

### 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### 1. 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

#### 2. 役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	31百万円	32百万円
監事	7	8
合計	38	40

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
2. 支払人数は、理事11名、監事4名です。(期中に退任した者を含む)

#### 3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

### 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。  
2. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 当組合の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることにより動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 塩沢信用組合・定 款

### ◆第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この組合は、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の中小規模の事業者、勤労者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とする。

#### (名 称)

第2条 この組合は、塩沢信用組合と称する。

#### (事 業)

第3条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する資金の貸付け
- (2) 組合員のためにする手形の割引
- (3) 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- (4) 前3号の事業に附帯する事業
- (5) 為替取引
- (6) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
- (7) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (8) 上記(5)～(7)号の事業に附帯する事業及びその他信用組合が行うことができる事業に附帯する事業
- (9) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について証券取引法により信用組合が行うことのできる事業(上記(8)により行う事業を除く。)
- (10) 保険業法その他の法律により信用組合が行うことのできる事業
- (11) その他前各号の事業に附帯又は関連する事業

#### (地 区)

第4条 この組合の地区は、新潟県のうち、十日町市(但し、旧十日町市、旧中里村、旧川西町に限る)南魚沼市魚沼市南魚沼郡

中魚沼郡

長岡市(但し、川口町に限る)とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は主たる事務所を新潟県南魚沼市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

石打支店南魚沼市  
五日町支店南魚沼市  
津南支店中魚沼郡津南町  
小出郷支店魚沼市

(組合員たる資格)

第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる者にあつては、その常時使用する従業員の数が300人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人、小売業を主たる事業とする事業者については、50人)を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5,000万円)を超える事業者を除く。

- (1) この組合の地区内に住所又は居所を有する者
- (2) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
- (3) この組合の地区内において勤労に従事する者
- (4) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員

2 前項ただし書に規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、この組合の組合員となることができる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表1各項の1つに該当する者は、この組合の組合員となることのできない。

(公告方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

### ◆第2章 組 合 員

(普通出資)



第8条 普通出資1口の金額は金1,000円とし、全額払込みとする。

(議決権の代理行使)

第9条 組合員は、第26条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は5人以上の組合員を代理することができない。

(加入)

第10条 組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

- 1) 引き受けようとする普通出資口数
  - 2) この組合の地区内に住所又は居所を有する者は、
    - イ 氏名又は名称
    - ロ 住所又は居所
    - ハ 個人の場合には生年月日
  - ニ 事業者の場合は、第3号に掲げる事項
  - 3) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者は、
    - イ 氏名、名称又は商号
    - ロ 事業所の所在地
    - ハ 事業の種類
    - ニ 常時使用する従業員の数
  - ホ 法人にあっては、その資本金の額又は出資の総額
  - 4) この組合の地区内において勤労に従事する者は、
    - イ 氏名
    - ロ 住所又は居所
    - ハ 生年月日
    - ニ 勤務所の名称及び所在地
  - 5) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員は、
    - イ 氏名
    - ロ 住所又は居所
    - ハ 生年月日
    - ニ 勤務する事業所の名称又は商号及び所在地
  - 6) 暴力団員等(別表1第1項に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないこと、及び別表1第2項各号の1つに該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当しないことの確約
  - 7) 自ら又は第三者を利用して別表2第3項各号の1つに該当する行為を行わないことの確約
- 2 組合員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 加入の申込みをした者は、その加入につきこの組合の承諾を得、引受普通出資口数に应ずる金額の払込みを了したときに組合員となる。
- 4 この組合は、組合に加入しようとする者から加入金を徴収しない。

(持分の譲受けによる加入)

第11条 組合員でない者が、組合員から持分を譲り受けることにより組合員になろうとするときは、前条第1項及び第2項に準じ、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により加入の申込みをした者は、この組合の承諾を得、かつ、持分を譲り受けた旨の届出をこの組合にしたときに組合員となる。

(相続加入)

第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、この組合に対し、その組合員死亡の日から3か月以内に第10条第1項に定める手続に準じて加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合においては、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、前項の加入申出をする者は、加入申出書に他の相続人の同意書を添付しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第13条 第10条第1項及び第2項に掲げる事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、この組合に届け出なければならない。第11条及び前条により加入した組合員の場合も同様とする。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめこの組合に通知した上で、事業年度の終わりにおいてこの組合を脱退することができる。

2 前項の通知は、当該事業年度末から6か月前までに、その旨を記載した書面をもってしなければならない。

(法定脱退)

第15条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- 1) 組合員たる資格の喪失
- 2) 死亡又は解散
- 3) 除名
- 4) 中小企業等協同組合法第107条から第109条までの規定による公正取引委員会の審決
- 5) 持分の全部の喪失

(除名)

第16条 組合員が別表2各項目の1つに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

2 別表2第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等(第10条第1項第2号から第5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第17条 組合員は、第14条又は第15条第1号から第4号までの規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定による払戻しの額は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定める。ただし、組合員の普通出資額を超えることはできない。

(普通出資口数の減少)

第18条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、この組合の承諾を得てその普通出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第14条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第14条第2項中「6か月」とあるのは「3か月」と読み替えるものとする。

(経費の賦課)

第19条 この組合は、組合員に経費を賦課しない。

(使用料及び手数料)

第20条 この組合は、業務方法書及び別に定めるものについて使用料又は手数料を徴することができる。

## ◆第3章 役員

(役員の数及び選挙)

第21条 この組合の役員は、理事6人以上10人以内及び監事2人以上3人以内とする。

- 2 役員は、総会において選挙する。
- 3 役員選挙は、無記名投票によって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員選挙は、総会の出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。
- 6 一の選挙をもって2名以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(代表理事)

第22条 この組合に理事長1人を置き、専務理事1人、常務理事1人を置くことができる。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事のうちから選定し、各自この組合を代表する。
- 3 理事長は、この組合の業務を統轄し、専務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、専務理事又は常務理事が理事長の職務を行う。

(理事会)

第23条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により専務理事又は常務理事が理事会を招集し、理事長、専務理事及び常務理事ともに事故があるときは、他の理事が理事会を招集することができる。
- 3 理事(理事長及び前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。)及び監事は、会議の目的となる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった場合において、5日以内にその請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行った理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会の招集は、会日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発ししなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。
- 6 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
- 7 理事は第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 8 この組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 9 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、理事会の決議(理事(当該責任を負う役員を除く。)の過半数の同意)によって、同法第38条の2第1項の役員(役員であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 10 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、員外理事又は員外監事との間に、同法第38条の2第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 11 理事会の招集及び運営に関するその他の事項については、理事会で定める規定による。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、就任後2年以内、監事の任期は、就任後3年以内のそれぞれの最終の決算期に関する通常総代会の終結の時までとする。

- 2 補欠役員(定数の増加に伴う場合の補欠を含む。)の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選任された役員は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第21条第1項に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(総会の招集)

第25条 この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

2 臨時総会は、必要があるときは、何時でも招集することができる。

(総会招集の手続)

第26条 理事(法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員)が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発送しなければならない。

(総会の議事)

第27条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りではない。

2 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。

なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。

(総代会)

第28条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

- 2 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。
- 3 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中



「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

4 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることはできない。

(総代)

第29条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。

2 総代の定数は、100人以上、120人以内において総代選挙規約で定める。

3 総代の任期は、3年とする。

4 第24条第2項の規定は総代について準用する。

## ◆第5章 優先出資

(優先出資の発行)

第30条 この組合は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下、「優先出資法」という。)の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

2 この組合は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資(当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。)について、優先出資法第6条第1項各号に掲げる事項を理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(優先出資の額面金額)

第31条 優先出資の額面金額は、第8条の普通出資1口の金額と同一とする。

(優先出資の総口数の最高限度)

第32条 この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、200,000口とする。ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。

(優先的配当)

第33条 この組合は、優先出資者に対しては、組合員に先立って剰余金の配当を行うものとする。

2 項の配当(以下「優先的配当」という。)の額の額面金額に対する率(以下「優先配当率」という。)は、優先出資の募集にあたって、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。

3 優先配当率の上限は、年8割とする。

(優先的配当の額の非累積)

第34条 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

(優先出資の消却)

第35条 この組合は、優先出資法第15条第1項の規定により、優先出資の消却を行うことができる。

2 この組合は、優先出資の消却を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(配当を受けることができる者)

第36条 第33条第1項の規定により配当を受けることができる者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録優先出資質権者とする。

(優先出資者総会の招集)

第37条 優先出資法に定める優先出資者総会(以下「優先出資者総会」という。)は、優先出資法に定める優先出資者総会の招集事由がある場合のほか、必要に応じて招集することができる。

(優先出資者総会招集の手続)

第38条 理事が、優先出資者総会を招集しようとするときは、会日の2週間前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知をしなければならない。

(優先出資者総会の議事)

第39条 優先出資者総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。

2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

(優先出資者総会における議決権)

第40条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資1口について1個の議決権を有する。

2 優先出資者は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の優先出資者でなければ代理人となることができない。

3 優先出資者又は代理人は、優先出資者総会ごとに代理権を証する書面又はこの組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの組合に提供しなければならない。

(優先出資取扱規程)

第41条 優先出資に関する取扱い及びその手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

## ◆第6章 経 理

(事業年度)

第42条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第43条 剰余金は、法定準備金、特別積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

ただし、総会において議決したときは、その他の積立金をも積み立てることができる。

(法定準備金)

第44条 この組合は、出資の総額(優先出資法第42条第1項に規定する資本金の額をいう。)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1又は剰余金の配当額の5分の1のいずれか多い額に相当する金額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。

(配 当)

第45条 普通出資額に応じてする剰余金の配当の率は、普通出資額に対して年10%以下とする。

2 前項の配当は、当該事業年度末現在の組合員に対して行うものとする。

3 組合員の組合の事業の利用分量に応じてする配当は、当該事業年度内において、この組合が組合員に支払った預金利息、定期積金の給付補填備金又は組合員がこの組合に支払った貸付金利息若しくは割引料を標準とする。

4 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失の処理)

第46条 損失のてん補は、特別積立金、第43条ただし書の規定によって積み立てた積立金、法定準備金、優先出資法第42条第3項に規定する資本準備金の順序に従って行う。

(残余財産の分配方法)

第47条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従って行う。

(1) 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。)

(3) 前各号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

2 残余財産の額が前項第1号及び第2号の規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

【別表1】

1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

2 次の各号の1つに該当する者

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

以上

【別表2】

1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。

2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1つに該当する行為をしたとき。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

5 5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回(同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。)以上継続して返戻されたとき。

以上

【附 則】

改正 昭和54年 7月13日

改正 昭和57年 6月 4日

改正 昭和58年 9月20日

改正 昭和59年 5月26日

改正 昭和61年 5月26日

改正 昭和63年 5月26日

改正 平成 5年 5月27日

改正 平成 8年 5月21日

改正 平成 9年 5月22日

改正 平成10年 7月 1日

改正 平成11年 7月13日

改正 平成12年 8月 8日

改正 平成13年 8月10日

改正 平成17年 6月23日

改正 平成18年 6月24日

改正 平成19年 6月26日

改正 平成19年 9月30日

1. 平成11年 6月25日、第22条及び第23条の改正は、平成10年 7月 1日から適用する。

2. 平成11年 6月22日、第3条第2項第11号の改正は、平成11年 7月13日から適用する。

3. 平成12年 6月28日、第3条第2項第11号の改正については、平成12年 8月 8日より適用する。

4. 平成13年 6月27日、第1条及び第3条・第5号～第11号、第6条、第10条第2項、第16条第2号、第22条、第25条、第30条～第35条の改正は、平成13年 8月10日より適用する。

5. 平成17年 6月23日の改正は、平成17年10月 1日から適用する。

6. 平成18年 6月24日の改正は、平成18年 8月 3日から適用する。

7. 平成19年 6月26日の改正は、平成19年 8月 9日から適用する。

8. 平成19年 9月30日付「金融商品取引法」施行による改正は、同日から適用する。

9. 平成22年 6月25日の改正は、平成22年 6月25日から適用する。

10. 平成24年 6月23日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。

11. 平成24年 6月23日改正は、平成24年 7月25日付の監督官庁変更認可(関財新理2第108号)以て改正、適用する。

12. 平成27年 6月27日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。

13. 平成27年 6月27日改正は、平成27年 8月 3日付の監督官庁変更認可(関財新理第98号)以て改正、適用する。

## ■当組合「経営情報」の開示

### I. 平成28年度「経営の基本方針」

- 1) 職員の満足度向上を一番に掲げ、定期昇給とベースアップを行い、休み易い職場として「メモリアル休暇制度」を新設する。男女共に働きやすく、仕事と家庭の両立が出来、「若手」と「女性」と「ベテラン」が活躍できる職場を目指し、一人一人が大切に誰一人として不要な者がいない職場とする。
  - 「地酒で乾杯、食べ残しゼロ、追い水推奨」を掲げ、さらに「雪国しぐさ、譲り合い、レディースファースト」を提唱、石打支店は、特に高齢者、障害者へ配慮した店舗として新築し、人にやさしい文化を発信する。
  - 企業は人なり、人材の育成は企業の使命、当組合は研修教育を充実させ、職員の派遣体験機会を増加し、地域へ貢献できるリーダー職員を養成する。
  - 民間企業の課題は何と言っても「営業力強化」であり、当組合は自ら範を示し、営業職員と営業車を増加し、共に協力して臨む団体戦を実践する。
- 2) 本業の貸出金を増強することで収益力を向上させ、マイナス金利下での利ザヤ縮小局面を乗り越え、5年後10年後に存続発展する経営体質とする。
  - まだまだ知名度の低い、当組合をあらゆる機会を通じて宣伝する。
  - 当組合の「事業性評価に基づく融資」は、小規模企業の「事業育成」と「企業成長」の可能性を見極め、不十分な財務を健全化へと導き、寄り添いながら事業の実績を上げ、事業性評価を上げていく取組とする。
  - 引き続き「6階層貸出」「段階金利」により、顧客のニーズにきめ細かく対応し、「融資取引先数」を増加させつつ、収益性を確保する戦略とする。
  - 貸出債権が不良化しないよう特に事業性融資の管理を強化する。
- 3) 仕事と雇用を産みだし賃金が安定すれば、地域は活性化し、人口の減少にも歯止めがかけられると信じて、地元雇用創出事業へ取組む。
  - 地元のお金を地元で消費する地元消費購買促進事業へ取組む。
  - 「企業版総合戦略」を掲げ、参加する企業の業績を向上させ、雇用の増加や、消費の拡大を実現し、魚沼の「地方創生」へ貢献する。
- 4) 組合員組織の根幹をなす、総代会等の機関機能を充実させ、相互監視機能浄化能力、相互牽制を働かせ、組織が不健全化することを防止する。
- 5) 協同組織金融としての特性を最大限に活かし、地域連携などにより、取引先の販路拡大や売上高増加を実現する。
  - 相互扶助の精神から、社会的弱者の救済など、地域で必要なことへ率先して協力を呼びかけ、助け合いの輪を広げる。
  - 全てのステークホルダーと協働しながら「三方よし」を実践し、当組合の存在意義と企業価値を高める方針とする。

以上

### II. 平成28年度「重点課題」

「経営の基本方針」実現のために、「重点課題」を掲げ、実現可能な実施策を打ち出し、全部店が一致協力して達成することとする。

#### 1. 経営力及び組織力の強化

- 1) 「人にやさしい経営」
  - 職員満足度の向上、定期昇給とベースアップの実施（ES委員会）
- 2) 「人材の育成」
  - 研修教育の充実および派遣体験機会の増加、リーダーの養成
- 3) 「営業力の強化」
  - 営業の四層管理、縦と横の連携、団体戦の追求、実践訓練の強化

#### 2. 経営基盤の強化

- 1) 「存続発展する組織」
  - 現中計の検証と新中計の策定、将来ビジョンの策定（中計委員会）
- 2) 「広報戦略の充実」
  - 取材の活用、講演会の活用、メディアの活用、知名度アップ戦略
- 3) 「事業性評価に基づく融資」
  - 会計の月次決算化と財務の健全化、救済支援から再生改善への取組
  - 融資取引先数の増加と基盤の拡大、利息収入の増加による利益の確保
- 4) 「貸出債権の管理強化」
  - 事業性貸出が不良化しないための「事後管理システム」

#### 3. 地方創生への貢献

- 1) 「地元雇用創出事業」
  - 取引先企業の業績の向上、雇用の確保と定着、健康経営の推奨
- 2) 「地元消費購買促進事業」
  - 地元自治体及び商工会との連携と協力
  - 地元商品及びサービスの魅力化と販売の強化と利用の拡大
- 3) 「企業版総合戦略」
  - 職域100社、経営塾OB150社対象、総合版SWOT分析と活用

#### 4. ガバナンスの強化

- 1) 「組織機能の充実」
  - 総代会、地区会議、理事会、監事会、常務会、店長会議の充実
  - 第三者機関の活用、金融庁検査の受検、検査監査の自浄作用の強化

#### 5. 総合力の発揮

- 1) 「地域連携の強化」
  - 東京と新潟の連携、県内連携、魚沼連携、全国連携、信金との連携
- 2) 「助け合いの輪」（相互扶助）
  - 社会的弱者の救済、子女の教育支援、環境問題への対応
- 3) 「三方よし」の実践
  - 売り手よし、買い手よし、世間よしの「三方よし」の実践

以上



平成28年6月 さわやか信金訪問



平成28年4月 さわやか信金年金旅行 牧之通り来訪



## ■自己資本の充実の状況について

### I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成	経過措置	平成	経過措置
	26年度	による 不算入額	27年度	による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,811		1,913	
うち、出資金及び資本剰余金の額	415		414	
うち、利益剰余金の額	1,408		1,511	
うち、外部流出予定額(△)	12		12	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15		24	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15		24	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,826		1,938	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	0	2	1	2
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	0	2	1	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	4	17	15	23
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-

項 目	平成	経過措置	平成	経過措置
	26年度	による 不算入額	27年度	による 不算入額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5		17	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	1,821		1,921	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	13,939		15,420	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△129		△124	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	2		2	
うち、繰延税金資産	17		23	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150		△150	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,068		1,089	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	15,007		16,509	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.13%		11.63%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



## II. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	13,939	557	15,420	616
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	14,068	562	15,545	621
① ソブリン向け	86	3	85	3
② 金融機関向け	2,787	111	3,011	120
③ 法人等向け	3,424	136	3,885	155
④ 中小企業等・個人向け	3,447	137	3,905	156
⑤ 抵当権付住宅ローン	704	28	636	25
⑥ 不動産取得等事業向け	34	1	32	1
⑦ 三月以上延滞等	74	2	52	2
⑧ 出資等	201	8	582	23
出資等のエクスポージャー	201	8	582	23
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	87	3	87	3
⑪ その他	2,969	118	3,014	120
(2) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(3) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	20	0	25	1
(4) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	△ 150	△ 6

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
(5) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
(6) 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,068	42	1,089	43
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	15,007	600	16,509	660

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。  
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

#### 〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



平成28年6月 糸魚川信組合同F S



平成28年4月 全営業車総点検

## (2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地区別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度		
国 内	33,124	35,301	53	48	2,595	3,142	-	-	342	197		
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 域 別 合 計	33,124	35,301	53	48	2,595	3,142	-	-	342	197		
製 造 業	815	883	-	-	-	-	-	-	97	21		
農 業、林業	577	791	34	32	-	-	-	-	-	-		
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
建 設 業	1,433	1,565	0	0	-	-	-	-	18	18		
電気・ガス・熱供給・水道業	99	95	0	0	-	-	-	-	-	-		
情 報 通 信 業	44	60	-	-	-	-	-	-	-	-		
運 輸 業、郵 便 業	328	291	0	0	-	-	-	-	-	-		
卸 売 業、小 売 業	1,636	1,810	1	1	-	-	-	-	-	9		
金 融 業、保 険 業	14,649	16,028	0	0	995	1,443	-	-	-	-		
不 動 産 業	120	122	-	-	-	-	-	-	82	81		
物 品 賃 貸 業	10	11	-	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究・専門・技術サービス業	93	91	0	0	-	-	-	-	-	-		
宿 泊 業	700	673	-	-	-	-	-	-	-	-		
飲 食 業	673	711	0	0	-	-	-	-	-	-		
生活関連サービス業・娯楽業	232	314	-	-	-	-	-	-	-	-		
教 育・学 習 支 援 業	0	3	-	-	-	-	-	-	-	-		
医 療・福 祉	29	112	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,037	1,948	0	0	-	-	-	-	75	26		
そ の 他 の 産 業	90	98	-	-	-	-	-	-	-	-		
国・地方公共団体等	2,857	2,769	-	-	1,600	1,699	-	-	-	-		
個 人	5,612	5,739	15	13	-	-	-	-	68	39		
そ の 他	1,080	1,176	-	-	-	-	-	-	-	-		
業 種 別 合 計	33,124	35,301	53	48	2,595	3,142	-	-	342	197		
1 年 以 下	19,414	19,201	0	0	-	100	-	-	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	4,131	4,755	3	3	-	100	-	-	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	4,836	5,820	3	-	499	599	-	-	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	587	1,018	-	-	199	199	-	-	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	889	838	0	1	199	-	-	-	-	-		
10 年 超	1,099	765	46	42	999	699	-	-	-	-		
期間の定めのないもの	450	292	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	1,715	2,608	-	-	696	1,444	-	-	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	33,124	35,301	53	48	2,595	3,142	-	-	-	-		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれています。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成26年度	20	15	-	20	15
	平成27年度	15	24	-	15	24
個 別 貸 倒 引 当 金	平成26年度	799	764	20	779	764
	平成27年度	764	618	136	628	618
合 計	平成26年度	820	780	20	799	780
	平成27年度	780	643	136	643	643



ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
( 国 内 )	799	764	764	618	20	136	799	628	764	618	8	-
( 国 外 )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
( 地 域 別 合 計 )	799	764	764	618	20	136	799	628	764	618	8	-
製 造 業	90	106	106	34	-	72	90	34	106	34	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	18	18	18	18	-	-	18	18	18	18	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	0	1	1	1	-	-	0	1	1	1	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	66	66	66	66	-	-	66	66	66	66	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	261	265	265	252	-	8	261	257	265	252	-	-
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育・学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療・福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	315	241	241	174	20	54	295	188	241	174	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	46	63	63	68	-	1	46	62	63	68	8	-
合 計	799	764	764	618	20	136	779	628	764	618	8	-

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。(記載する場合は上記「国内」「国外」「地域別合計」欄を作成)  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	-	3,389	-	3,321
10	-	874	-	855
20	700	16,940	400	14,267
35	-	2,015	-	1,823
50	-	30	-	31
75	-	4,988	-	5,617
100	14	2,725	14	6,958
150	-	57	-	19
250	-	-	-	-
1250	-	-	-	-
その他	-	-	-	1,343
合 計	714	31,606	414	34,238

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成26年度は資本控除した額、平成27年度はリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	630	630	-	-	-	-
① ソブリン向け	5	0	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	177	172	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	445	451	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	2	5	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資金等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑨ その他	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年度金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ございません。

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

### (7) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	62	74

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、99パーセントタイル値または1パーセントタイル値として金利リスクを算出しております。

### (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非上場株式等	15	-	15	-

出資等エクスポージャーのうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。



平成28年4月 魚沼の次代を担う会



平成28年6月 ユーザ協会表彰



## ■主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	619,001	596,089	582,756	611,195	619,890
経常利益	85,074	105,918	77,996	108,398	116,697
当期純利益	84,818	103,283	77,047	107,796	116,697
預金積金残高	30,613,330	29,914,075	30,266,906	30,375,253	30,620,003
貸出金残高	15,844,072	14,997,912	15,265,708	16,141,004	16,743,480
有価証券残高	3,159,401	3,241,842	2,433,600	2,864,756	3,480,202
総資産額	32,366,382	31,832,436	32,223,344	32,565,043	34,947,059
純資産額	1,583,955	1,742,837	1,809,844	2,008,109	2,137,564
自己資本比率(単体)	11.78%	12.80%	12.74%	12.13%	11.63%
出資総額	398,737	404,949	412,466	415,829	414,307
出資口数	398,737口	404,949口	412,466口	415,829口	414,307口
出資に対する配当金	11,955	12,020	12,203	12,479	12,415
職員数	45	45	43	46	45

(注) 1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。  
2. 自己資本比率(単体)は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

## ■資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	平成26年度	32,127	556	1.73
	平成27年度	32,983	570	1.72
うち貸出金	平成26年度	15,671	446	2.84
	平成27年度	16,565	463	2.79
うち預け金	平成26年度	13,830	47	0.34
	平成27年度	13,578	35	0.26
うち金融機関貸付等	平成26年度	-	-	-
	平成27年度	-	-	-
うち有価証券	平成26年度	2,564	57	2.25
	平成27年度	2,780	67	2.41
資金調達勘定	平成26年度	30,508	11	0.03
	平成27年度	31,544	11	0.03
うち預金積金	平成26年度	30,492	10	0.03
	平成27年度	30,744	10	0.03
うち借入金	平成26年度	-	-	-
	平成27年度	781	0	0.09

## ■粗利益

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
資金運用収益	556,011	570,618
資金調達費用	11,034	11,472
資金運用収支	544,977	559,146
役員取引等収益	32,529	31,744
役員取引等費用	32,295	34,338
役員取引等収支	234	▲2,594
その他業務収益	2,277	15,136
その他業務費用	44	20
その他業務収支	2,233	15,116
業務粗利益	547,443	571,667
業務粗利益率	1.70%	1.73%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## ■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	平成26年度		平成27年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金利スワップ				
通貨スワップ				
先物外国為替取引				
金利オプション(買)				
通貨オプション(買)				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

## ■先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成26年度			平成27年度		
	契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
金 利	売 建					
	買 建					
債 券	売 建					
	買 建					
合 計	売 建					
	買 建					
差 引 計						

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。



平成28年6月 総代会 小野沢裕子氏を迎えて

## ■業務純益

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度
業 務 純 益	101,622	133,921

## ■総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度
資 金 運 用 利 回 (A)	1.73	1.72
資 金 調 達 原 価 率 (B)	1.49	1.42
資 金 利 鞘 (A - B)	0.24	0.30

## ■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.33	0.34
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.33	0.34

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## ■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
外 国 為 替 売 買 益	-	-
商 品 有 価 証 券 売 買 益	-	-
国 債 等 債 券 売 却 益	-	-
国 債 等 債 券 償 還 益	-	6,718
そ の 他 の 業 務 収 益	2,277	8,418
合 計	2,277	15,136

## ■有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種 類	年 度	取得価格(A)	時価(B)	評価損益(B)-(A)
有 価 証 券	平成26年度	2,610	2,866	255
	平成27年度	3,187	3,478	291
金 銭 の 信 託	平成26年度			
	平成27年度			
デリバティブ等 商 品	平成26年度			
	平成27年度			

(注) 1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

## ■経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
人 件 費	266,110	267,288
報 酬 給 料 手 当	215,036	215,609
賞 与 引 当 金 純 繰 入 額	504	488
退 職 給 付 費 用	21,230	19,566
社 会 保 険 料 等	29,842	31,623
物 件 費	176,284	167,589
事 務 費	80,407	80,158
固 定 資 産 費	23,802	26,465
事 業 費	16,671	22,645
人 事 厚 生 費	3,994	5,867
預 金 保 険 料	20,877	12,612
固 定 資 産 償 却	30,530	19,841
税 金	5,174	5,203
合 計	447,569	440,081

## ■役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
役 務 取 引 等 収 益	32,529	31,744
受 入 為 替 手 数 料	17,898	17,231
そ の 他 の 受 入 手 数 料	14,630	14,512
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	-	-
役 務 取 引 等 費 用	32,295	34,338
支 払 為 替 手 数 料	10,071	10,162
そ の 他 の 支 払 手 数 料	9,304	10,386
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	12,919	13,789

## ■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度
受 取 利 息 の 増 減	21,012	14,607
支 払 利 息 の 増 減	▲ 3,203	438

## ■一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
1 店 舗 当 た り の 預 金 残 高	6,075	6,124
1 店 舗 当 た り の 貸 出 金 残 高	3,228	3,348

## ■職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
職 員 1 人 当 た り の 預 金 残 高	660	680
職 員 1 人 当 た り の 貸 出 金 残 高	350	372

## ■預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度	
預 貸 率	期 末 残 高	53.13	54.68
	期 中 平 残	51.39	53.87
預 証 率	期 末 残 高	9.43	11.36
	期 中 平 残	8.40	9.04



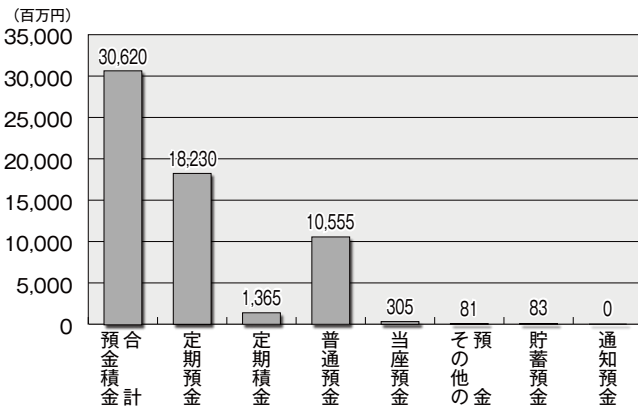
# 資金調達

## ■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,463	34.31	10,943	35.74
定期性預金	18,450	60.51	19,594	63.99
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	43	0.14	81	0.26
合 計	30,492	100.00	30,620	100.00

## ■27年度・預金科目別構成グラフ



# 資金運用

## ■貸出金種別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	88	0.56	80	0.48
手形貸付	1,694	10.81	1,650	9.96
証書貸付	12,879	82.18	13,873	83.75
当座貸越	1,009	6.44	960	5.80
合 計	15,671	100.00	16,565	100.00

## ■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	8,239	51.04	9,058	54.1
設備資金	7,901	48.95	7,684	45.89
合 計	16,141	100.00	16,743	100.00

## ■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,002	45.57	3,152	46.92
住宅ローン	3,586	54.43	3,566	53.08
合 計	6,588	100.00	6,718	100.00

## ■貸出金金利区別残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	5,634	42.27	6,051	42.59
変動金利貸出	7,694	57.72	8,154	57.40
合 計	13,329	100.00	14,206	100.00

## ■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	26,606	87.59	26,441	86.35
法人	3,768	12.40	4,178	13.64
一般法人	3,530	11.62	4,007	13.09
金融機関	4	0.01	3	0.01
公 金	233	0.77	166	0.54
合 計	30,375	100.00	30,620	100.00

## ■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
固定金利定期預金	17,312	17,311
変動金利定期預金	116	110
その他の定期預金	896	807
合 計	18,325	18,230

## ■財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
財形貯蓄残高	36	33

## ■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,499	58.46	1,652	59.42
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
株 式	15	0.59	15	0.54
外国証券	522	20.36	150	5.40
その他の証券	527	20.55	962	34.60
合 計	2,564	100.00	2,780	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

## ■有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成26年度	-	528
	平成27年度	-	745	221	868
地 方 債	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
短期社債	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
社 債	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
株 式	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
外国証券	平成26年度	-	-	-	400
	平成27年度	-	-	-	100
その他の証券	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
合 計	平成26年度	-	528	430	1,099
	平成27年度	-	745	221	968

(注) 残高には「期間の定めのないもの」は含まれていません。

## ■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成26年度		平成27年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	791	4.90	854	5.10
農 業 ・ 林 業	415	2.57	601	3.59
漁 業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	1,246	7.72	1,390	8.30
電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.23	43	0.26
情 報 通 信 業	44	0.27	60	0.36
運 輸 業 ・ 郵 便 業	316	1.96	281	1.68
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,550	9.60	1,736	10.37
金 融 業 ・ 保 険 業	401	2.48	400	2.39
不 動 産 業	165	1.02	163	0.97
物 品 賃 貸 業	10	0.06	11	0.07
学術研究・専門・技術サービス業	83	0.51	77	0.46
宿 泊 業	787	4.88	757	4.52
飲 食 業	616	3.82	654	3.91
生活関連サービス業・娯楽業	186	1.15	284	1.70
教 育 ・ 学 習 支 援 業	0	0	11	0.07
医 療 ・ 福 祉	147	0.91	218	1.30
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,406	8.71	1,310	7.82
そ の 他 の 産 業	90	0.56	98	0.59
小 計	8,298	51.41	8,956	53.49
国・地方公共団体等	1,255	7.78	1,068	6.38
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,587	40.81	6,718	40.12
合 計	16,141	100.00	16,743	100.00

## ■貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成27年度
貸 出 金 償 却 額	8	-

## ■リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権は、平成10年に施行された「金融システム改革法」に基づいて平成11年3月期より開示しております。  
作成に当たっては、貸出資産の自己査定債務者区分を基準として集計しており、「自己査定による債務者区分」と「金融再生法に準じた債権区分」及び「金融システム改革法に基づくリスク管理債権」の関係を一覧表にして表記いたしましたのでご参照ください。

### I. 自己査定と金融再生法に基づく開示債権並びに管理債権との関係

自己査定による 債務者区分	金融再生法に準じた債権区分 (貸出金とその他債権を合算しております)		金融システム改革法に基づく リスク管理債権	自己査定 分類区分の範囲				当組合償却引当概要
	(貸 出 金)	※ (その他債権)		I	II	III	IV	
破 綻 先	破綻更生債権及び これらに準ずる債権	同 左	破 綻 先 債 権	○	○	○	○	Ⅲ・Ⅳ分類に対して 100%の引当
実 質 破 綻 先			延 滞 債 権	○	○	○	-	
破 綻 懸 念 先	危 険 債 権	同 左	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	○	○	-	-	債権額に対する毀損 率により算出し引当
要 注 意 先	要 管 理 債 権	正 常 債 権	貸 出 条 件 緩 和 債 権	○	○	-	-	
	そ の 他 の 要 注 意 先			○	-	-	-	
正 常 先				○	-	-	-	

※ その他債権とは、当該債務者に対する未収利息・仮払金・債務保証見返等の債権をいいます。

## ■担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	構成比	
当 組 合 預 金 積 金	平成26年度	598	3.70	-	-
	平成27年度	576	3.44	-	-
有 価 証 券	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
動 産	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
不 動 産	平成26年度	8,260	51.17	45	84.91
	平成27年度	8,048	48.07	43	89.58
そ の 他	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
小 計	平成26年度	8,858	54.88	45	84.91
	平成27年度	8,624	51.51	43	89.58
信用保証協会 ・ 信用保険	平成26年度	1,590	9.85	8	15.09
	平成27年度	985	5.88	5	10.42
保 証	平成26年度	2,717	16.83	-	-
	平成27年度	4,074	24.33	-	-
信 用	平成26年度	2,974	18.43	-	-
	平成27年度	3,059	18.27	-	-
合 計	平成26年度	16,141	100.00	53	100.00
	平成27年度	16,743	100.00	48	100.00

## ■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	15	▲ 5	24	9
個 別 貸 倒 引 当 金	764	▲ 35	618	▲ 146
合 計	780	▲ 40	643	▲ 137



## II. リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況

平成28年3月末

(単位：千円)

区 分	分	貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	平成26年度	102,827	15,980	86,852	100.00%
	平成27年度	111,205	22,540	88,665	100.00%
延滞債権	平成26年度	1,189,192	483,289	677,807	97.63%
	平成27年度	956,330	395,484	529,973	96.77%
3か月以上延滞債権	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成26年度	81,922	34,648	7,917	51.95%
	平成27年度	129,481	34,193	19,194	41.23%
合 計	平成26年度	1,373,943	533,917	772,576	95.09%
	平成27年度	1,197,017	452,217	637,833	91.06%

※リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、二.商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

## III. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

平成28年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年度	403,792	138,355	265,437	403,792	100.00%	100.00%
	平成27年度	255,003	114,464	140,539	255,003	100.00%	100.00%
危険債権	平成26年度	888,261	360,943	499,222	860,165	96.84%	94.67%
	平成27年度	812,532	303,559	478,099	781,659	96.20%	93.93%
要管理債権	平成26年度	81,922	34,648	7,917	42,565	51.96%	16.75%
	平成27年度	129,481	34,193	19,194	53,387	41.23%	20.14%
不良債権計	平成26年度	1,373,977	533,947	772,576	1,306,524	95.09%	91.97%
	平成27年度	1,197,017	452,217	637,833	1,090,050	91.06%	85.64%
正常債権	平成26年度	14,846,617	-	-	-	-	-
	平成27年度	15,621,088	-	-	-	-	-
合 計	平成26年度	16,220,594	-	-	-	-	-
	平成27年度	16,818,105	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

## IV. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

平成28年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権	I分類額	II分類額	III分類額	IV分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
① 破綻先債権額	-	22,540	8,927	79,738	111,205	88,665
② 実質破綻先債権額	-	91,924	1,610	50,264	143,798	51,874
③ 破綻懸念先債権額	35,153	268,406	508,972	-	812,532	478,099
④ 要注 意先	要管理先債権額	507	166,111	-	166,618	19,194
	その他要注先債権額	552,020	2,091,789	-	2,643,809	1,083
⑤ 正常先債権額	12,940,141	-	-	-	12,940,141	4,503
総与信額	13,527,822	2,640,771	519,509	130,002	16,818,105	643,420

# その他業務

## 代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全 国 信 用 組 合 連 合 会	12,356	2.69	10,794	2.64
商 工 組 合 中 央 金 庫	-	-	-	-
日 本 政 策 公 庫 (うち教育ローン) (うち農林水産事業)	207,598 (34,829) (172,769)	45.18	188,916 (26,671) (162,245)	46.14
独立行政法人住宅金融支援機構	232,501	50.60	202,767	49.52
独立行政法人福祉医療機構	1,068	0.23	0	0.00
独立行政法人中小企業基盤整備機構	5,950	1.29	6,950	1.70
そ の 他	-	-	-	-
合 計	459,473	100.00	409,429	100.00

## 主要な業務の内容

### A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金（譲渡性預金）も取扱っております。

### B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越（カードローン含む）、商業手形等の割引を取扱っております。

### C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

### E 付帯業務

① 債務の保証業務

② 有価証券の貸付業務

③ 国債等の引受け

④ 代理業務

イ. 日本政策公庫の代理貸付

ロ. 商工組合中央金庫の代理貸付

ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付

ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付

ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理貸付

ヘ. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理

ト. 地方公共団体の公金取扱業務

チ. 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑤ 次に掲げる者の業務の代理または媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）

全国信用協同組合連合会

⑥ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

⑦ 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

## 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成26年度末		平成27年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	26,283	12,878	25,384	20,803
	他の金融機関から	39,816	11,966	38,956	12,646
代 金 取 立	他の金融機関向け	816	509	806	470
	他の金融機関から	3,010	1,998	749	575

## 各種サービス手数料一覧

### ●内国為替・振込手数料

種 類			手 数 料					
			窓 口		A T M			
窓口またはATMご利用の場合			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込		現金による振込	他行カード振込
					非組合員の方	組合員の方		
当組合宛	当組合同一店宛	5万円未満	108円	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
		5万円以上	324円				216円	216円
	当組合本支店宛	5万円未満	216円		108円		108円	
		5万円以上	432円		324円		324円	
他行宛	電信扱い	5万円未満	648円	432円	540円	324円	540円	540円
		5万円以上	864円	648円	756円	540円	756円	756円

※定額自動送金は、ATM振込の手数料に準じます。

●各種発行手数料

各種発行手数料	種 類		手数料	
	手形・小切手帳 交付手数料	小切手帳	1冊(50枚)	648円
約束手形帳		1冊(25枚)	324円	
為替手形帳		1冊(25枚)	324円	
マル専手形用紙		1枚	540円	
自己宛小切手発行手数料		1枚	540円	
通帳・証書・キャッシュカード・ローンカードの再発行※			1,080円	
預金残高証明書		1通につき	540円	
融資残高証明書				
住宅取得に係る借入金の年末残高証明書				無料
融資証明書		1通につき	3,240円	
利息証明書		1通につき	540円	

※紛失・盗難・汚損（カードについては暗証番号忘れも含む）が対象となります。

●内国為替・取立手数料

取立手数料	種 類		手数料	
	当組合本支店所在の手形交換地域内の場合	当組合加盟の異なる手形交換所のもの	普通扱い	216円
		至急扱い	648円	
当組合支払場所		同一支店宛	216円	
当組合支払場所		同一店内	無料	

●個人情報開示請求手数料

種 類	手数料
個人情報開示請求依頼	無料

●キャッシュサービスご利用手数料

平日	ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
平日	当組合	無料	無料		無料	無料		108円	無料		108円	無料	
	※しんくみお得ねっと	108円			無料			108円			108円		
	※提携金融機関	108円		108円	108円		108円	108円		108円			108円
	※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
平日	キャッシング	無料			無料			108円					
	セブン銀行	午前7:00から午前8:45まで											
		108円	108円										
	セブン銀行	午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで			午後8:00から午後10:00まで		
無料		無料		108円	108円		108円	108円		108円	108円		
土曜日	ご利用カード	午前8:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで					
	当組合	無料	無料		108円	無料		108円	無料				
	※しんくみお得ねっと	無料			108円								
	※提携金融機関	108円		108円	108円		108円						108円
土曜日	キャッシング	108円	108円		108円	108円		108円	108円				
	キャッシング	午前8:00から午前9:00まで											
		108円	108円										
	セブン銀行	午前9:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで					
無料		無料		108円	108円		108円	108円					
日曜日	ご利用カード	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで								
	当組合	108円	無料		108円	無料							
	※しんくみお得ねっと	108円											
	※提携金融機関	108円		108円									
日曜日	キャッシング	108円	108円										
	キャッシング	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで								
		108円	108円		108円	108円							

※「提携金融機関」ならびに「ゆうちょ銀行」は、土曜・祝祭日のATMでのご利用開始時間が午前9:00からとなります。  
 ※「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。  
 ※「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。  
 ※ [ ] の時間帯はお取扱いできません。

●その他手数料

その他	種 類		手数料	
	ATM延長時間帯利用手数料	1回につき	108円	
ATM銀行間利用手数料	1回につき	108円		
県内しんくみカード利用平日・通常時間手数料				無料
マル専口座開設手数料(割賦販売通知書1通)	1口座につき		3,240円	
不渡手形返却料				
取立手形・小切手組戻料	1通につき		648円	
振込組戻料				
取引明細照会手数料 (COM) ※	1枚につき		216円	

※取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

●融資関連手数料

融資関連手数料	種 類		手数料	
	カードローン口座開設手数料 (第1回目のご利用返済時に自動引落し)			
住宅ローン取扱手数料 ※①	根・抵当権設定		32,400円	
	全国保証(株)保証付		54,000円	
不動産担保設定手数料 ※②	不動産担保新規・追加・譲渡設定		21,600円	
	不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等		10,800円	
融資条件変更手数料 ※③	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退 金利・融資期間変更等		5,400円	
住宅ローン繰上返済手数料 (全部繰上)			5,400円	
支払承諾保証書				保証額×0.9%

※① 担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。  
 ※② 一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料になります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。  
 ※③ 小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。



## ■店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

店名	住 所	電話番号
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 南魚沼市塩沢1221番地4	025-782-1201(代)
本 店	〒949-6408 南魚沼市塩沢1198番地	025-782-1151(代)
石 打 支 店	〒949-6371 南魚沼市関1124番地1	025-783-2962(代)
五 日 町 支 店	〒949-7101 南魚沼市五日町387番地1	025-776-2691(代)
津 南 支 店	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字下船渡戊543番地3	025-765-3125(代)
小 出 郷 支 店	〒946-0076 魚沼市井口新田547番地15	025-792-7766(代)

① 本部（しんくみセンター）

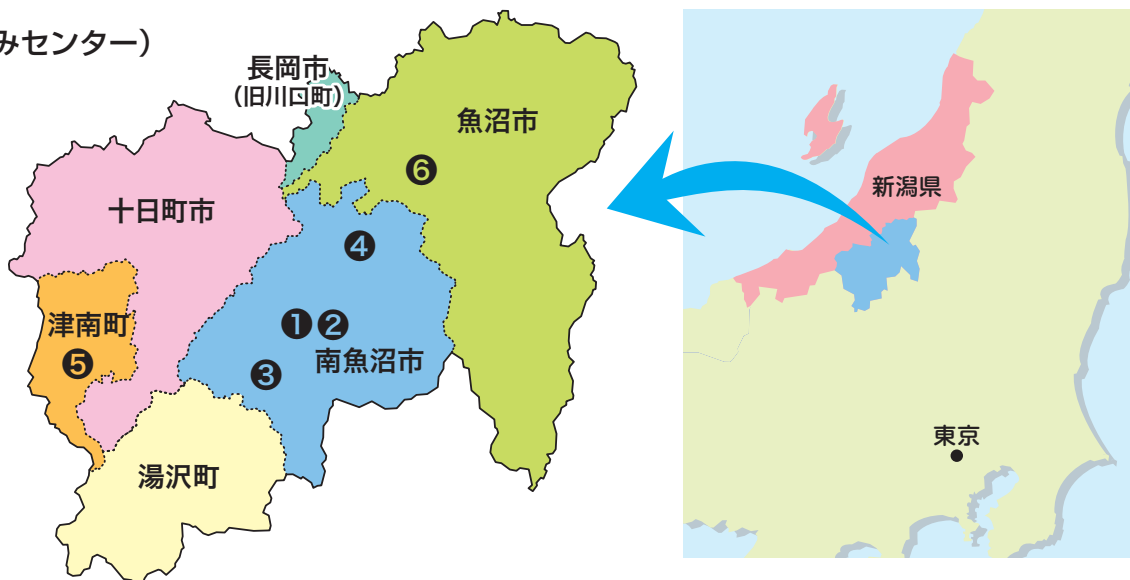
② 本店

③ 石打支店

④ 五日町支店

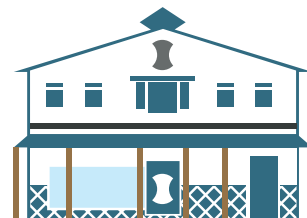
⑤ 津南支店

⑥ 小出郷支店



“しおしん” がもっと便利になりました

毎週水曜日は！窓口延長デー



毎週 水曜日

「夜7時30分」まで  
窓口を延長します!!

平 日

「朝8時30分」から  
「夕方5時」まで

平日も  
時間延長!!

魚沼の  
塩沢信用組合

〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198

TEL(025)782-1151(代) FAX(025)782-2714

ホームページ <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>

メールアドレス [shinkumi@pluto.plala.or.jp](mailto:shinkumi@pluto.plala.or.jp)